

被成間敷候、隨て小弟無異儀相動罷在申候間、乍憚御放慮可被下候陳ば出兵之一條、各藩え相達候由、逆も達しは相成間敷と相考居候處、案外因循過激を發し、驚候次第に御座候、就ては閣老え建白書御持參にて、御討論之段、乍每貴兄之御持前とは乍申、雄々敷御論、實に御兩殿様御満足被遊、餘程大久保が出來たと御意被遊、我々共に到り、難有雀躍此事に御座候、御建白之書面と云ひ、御議論と云ひ、相對して優劣無之、誠に天下の耳目を御定有之候儀、御國家之美事、後世青史に正著たり、幾度も感誦、此因循國も、正論國と相變じ候心持にて、鹿兒島が廣き様覺申候、御察可被下候。

西郷をして此の如く無條件に頌徳表を上らしめたる大久保の外交手腕も、亦た驚嘆に値ひする、されどそれよりも西郷が斯の如く其の友僚の成功を、中心より欣喜する、雅量が猶更ら床しくある。

五卿措置

○五卿方之一條、御書面は勿論、海江田君よりも、委敷承候處、護送之幕命を下し候由、相驚候譯に御座候、最初筑前俗論之者より、釀候譯は、御案内通之事候

幕府の五卿護送

處、夫には大に力にいたし候譯も有之、肥後直次郎え尻舞いたし候處より、俗論に雷同いたし候由、護送と申日には、御國許より蒸籠を相廻杯との事迄も、咄出居候向に被相聞、熊本邊よりも懸念に相考候位之趣に被相聞申候。此の一段は、太宰府に於ける三條實美卿以下五卿の措置に付ての一件だ、當時幕府では筑前藩に命じ、目付小林甚六郎に附して、大阪に護送せしめんとした。五月七日幕府老中松平伯耆守宗秀は、大阪に於て、筑前藩邸留守居大野辨太郎を召喚し、左の達書を授けた。

- 松平美濃守
- 松平肥前守
- 細川越中守
- 有馬中務大輔
- 松平修理大夫

筑前太宰府に罷在候三條實美始五人之者、今度大阪表へ被召寄候に付、筑前

表に罷在候御目付小林甚六郎へ可被相渡候、且又甚六郎得差圖、大阪表迄に護送可被相心得候、尤宰府出張の家來へ、甚六郎より相違候筈に候間、可被得其意候。

久留米藩領承

此の幕命には、筑前久留米は、直ちに領承し、當時薩藩より五卿守衛の爲め出張しつゝ、あつた肥後直次郎も亦た之に附和贊同した。

黒田説破

既に監察乗入と申段に相及候處、飛で御國許え直次郎は立歸、引替て黒田嘉右衛門踏込、説破いたし候處、監察も屈服、其上肥後藩古賀富二國許え立歸、筑前之形行、得と言上に及候處、薩州之議論誠に正敷、尤之事にて、餘程後れを取り候、有志中より責を受候位にて、再筑え參候節は打て替て正論を立込、國論を以監察え責付、如何に台命と申ても護送之儀は不相成とまで申立候由、肥後直次郎も、小林目付が太宰府へ乗込んで來ると云ふ一段となるや、倉皇薩摩に還り、更らに黒田嘉右衛門之に交代し、大に小林を論じつけ、肥後でも亦た薩論に與みして、五卿を大阪へ護送するに對し、不服を唱へ、此の如くして五卿

護送幕令立消

護送の幕令は、自然立ち消えとなるの餘儀なきに至つたのだ。

【八三】 時局に就て、西郷より大久保への書翰 (二)

肥後人小林監察問答

夫に付監察より台命に背候歟と押詰候處、何ぞ背と申譯には無之、幕府之失體に相成候義を行ひ候ては、失體を助ると申もの故、幾度も諫奏いたすと相答候由に御座候。

此れは肥後人が五卿護送反對に付き、小林監察と問答の次第だ。

左程まで議論を張詰居候末之事に御座候へば、此方より不變候へば、頼ぬ肥國とは申ものゝ、よもや變じはなるまいと被相察申候。頼ぬ肥後も、此丈けは變るまい。

夫位肥薩の論一致いたし候處、肥前も初は兩端を持し罷在候得共、皆同體に

久留米藩立

歸し、久留米は初より護送之義、君命と持出候故、今更持直し可出來兼、はじめらぬ景氣に御座候。就ては監察もあぐみ果、再達しもならぬ模様と被_レ相聞申候。

兩端を持したる肥前も亦た薩論に歸し、但だ久留米一藩のみが護送賛成論を、今更ら引き込ましむる譯にも參らず、孤立の姿だ。そこで小林監察も閉口だ。

此幕監より押へ候より、九州一體可致糸口と相成、筑前之俗物を打破候へば、必一致に趣候向と見込、黒田罷歸候義に御座候故、折角其評議中に、海江田立歸、其御許えは詳に事情も不相通事故、少しは趣も相變候へ共、御兩殿様達御聽、其上海江田は中將様え拜謁言上相成、委細御聞取相成候上、先づ筑前にて、今形じつと踏占居候て、尾藩え最初より之扱も有之事故、得と情實申入周旋爲致候は、可宜との御沙汰に相成、筑前えは吉井幸輔御遣に相成候儀に御座候。

小林監察の壓迫にて、却て九州一致の運動が出來得可き情勢を招來した、當時

九州一致
運動情勢

筑前は俗論黨全勝を得、正義派は殆んど遺類なき迄に、それぞれ處分せられ、九州に於ける俗論の府とも云ふ可き情態であるが、此際之を打破すれば、自然に九州一致は出で來る可く、その爲め筑前に對しての工作を講ずることとなつたのだ、中將様とあるは、島津久光のことだ。

筑前形勢
一變

只今筑前之處は、纔監察之一人、筑之俗物も早、櫛橋杯の類は悔悟いたし、山城之黨は、大に五卿方え通じ、少し有志之ものは、内にて起り、纔に道に立候は、一變可致勢ひも相見得居候由に御座候。

五卿守衛

此處に早、櫛橋とあるは、福岡藩士早川、櫛橋歟、山城とあるは、黒田山城のこと、此の如く筑前の形勢も、更らに正論に一變す可き傾向があるとの觀念だ、序ながら此所に一寸一言するが、筑前太宰府に於ける五卿の身邊は、筑前、肥前、肥後、久留米、薩摩五藩の協同守衛にて、就中地元の筑前と、薩とが、尤も其の多くの割前を勤むる譯合であつた。而して五卿側に於ては、幕府監察小林甚六郎の使命が、決して尋常ならざるを先見し、慶應二年三月二十七日、三條實美は、左の内論文

を、其の從士に示した。

五卿決心

此度幕府目付渡海之由に付ては、其末若し東歸を促し、或は五卿之分離を謀り候程も難計候得共、前年長州下向之次第、固より一身浮沈を顧候譯にては、決して無之、偏に天下の興復を計り候事にて、心事不得止事より、一時權道に處し候處、時勢變遷之今に至り候ては、宿志全く沮廢致し、多年尊王攘夷之志も、一も其効驗無之、依ては前年之次第も全く一身之事に相成、上は奉對天朝下は萬民に向ひ、恐懼慚愧之至りに不堪、戀闕之情に於ては、申迄も無之候得共、今更何之面目有之、敢て東歸致候哉、萬々其存念無之候、殊に分離之儀に至り候ては、尤其謂無之、徒に餘命を保ち候存念に候得ば、如何様共進退可致候得共、兼々被申聞置候次第に候上は、若し右之兩條相迫り候時、我等は不及申、孰も夫迄と相心得、決して不覺悟無之、只誠心を千歳に期し、從容指揮相得べく候。

季 知
實 美

基 修
通 禧
隆 訶

此の如く五卿は決死の覺悟にて、斷じて馬關海峡を渡りて、東歸しない告白文を、其の從士に示し、從士をして亦た五卿と共に其の覺悟あらしめた。

【八四】 時局に就て、西郷より大久保への書翰 (三)

小林恐怖

夫に付ては、監察え此筑前におひて五卿邊之處、又は各藩之見込等、御熟覽被成候故、一先づ大坂に御歸之上、今一議論被成、是非各藩見込候處、御周旋被成度と追掛候處、餘程恐怖いたし、是非引取度情と相見得候へ共。

此れは幕府目付小林甚六郎が筑前に於て、薩藩黒田嘉右衛門等より説破せら

れて困り入りたる事情。

佐幕派小
林引留

何分夫形被立退候ては、全筑前より被欺候場に相當り、且幕府之機嫌を損し候と、筑前之俗物見込む處も有之、無理に引留居候様子に御座候由。

此れは筑前の佐幕派が、小林を引留むる事情。

只此監察一往歸坂いたし候と、夫計でも筑之一變は機相見得候由に御座候、小林の一留一去、其の干係するところ此の如し。

勤皇主義
一中心

夫に付得と相考候處、大坂におひて貴兄之大正論に疵を付候ては不相濟、此五卿方の處も、小事とは申もの、王室を起すの一端にて、勤王家の欣慕する御方々に候へば、大に人心に關係する譯にて、纒之事より大正論之疵と相成候ては、不相濟と、苦慮此事に御座候處。

王室とあるは、今日では皇室と申す可きところ、五卿の事、小に似て小ならず、太宰府も今や尊皇主義の一焦點となりつゝある。

五卿現状
維持の要

今通にて筑にては變を引出す様之事には到り申間敷、若尾張より之周旋は

出來不申との事候は、幕府之方えは黙して被下候ても宜敷は有御座間敷哉、幕府より命を下し候ても、不奉と責候は、國元えは直様申遣置候處、爲何儀も其御方えは不申越候付、國元之見込一向不相分と、御すれ居被下候へば、宰府之處は、随分此方にて可相働と吟味仕、動かしは爲致間敷候付、左様御舍居可被下候。

これは五卿のところは、幕府が如何に大阪表へ呼寄せんとするも、現状にて之をずるゝと据へ置く方然る可しとの意見だ。

今の處で大坂え出掛候へば、動出すは早からふと相考居申候、木戸より品川えの書面中に、妄舉妄動は、彼之欲する處と相見得候。

彼とあるは幕府のことだ、當時品川は京都藩邸に潜伏中だ。

幕之勢衰弱を以、欲する譯更に不相辨、いづれ名とするものを失ひ候故、今一つ曲を與へ、是を以外國の應援を頼むならんと推察仕候、於外國戰を起には、餘程條理を立候付、是位之償金を與へ候故、應援を頼む杯とは、云れもせず、受

幕府名分
失却

も致さん故窮策より出候半歟と相考申候如何。

如何にも西郷は熟慮してゐる。當時幕府は長州再征の名義少きと云はんよりは寧ろ皆無に幾きほどなれば、其の名義を得る爲めに、故らに長州側に輕舉妄動せしめ、其の曲名を負はしめんと欲してゐる。然るに五卿を大阪に移すに於ては、長州側では到底傍觀する譯には參るまい。されば五卿を大阪へ移すは、正さに幕府の思ふ壺に中りて、其の策に乗るものだ。以下其の意味を詳説してゐる。

○五卿方大坂におひて動き立、危き段に相成候へば、長州も情義におひて安閑といたし居不申、いづれ打破れ可申候付、妄動を欲する之儀に陥候ては、不相濟事と相考候付、存分見込之處申上候間、宜敷御勘考可被成下候。何分海江田君より御聞取可被下候、恐々謹言。

五月二十九日(慶應二年)

西郷吉之助

西郷の深謀

以上は在鹿兒島の西郷より、在京の大久保への書翰だ。之を見れば如何に此の兩雄が意氣互ひに投合し、相互に、時としてはシテとなり、時としてはワキとなりて、此の大舞臺を賑はしたるかゞ、判知る。而して西郷の遠謀深慮、事に臨んで苟もせざる事が判知る。

英國志注文

追啓上、英國志と申書物、御探し被下、貳部計早便御下可被下候。いまだ君公えは、御覽不被遊由御座候間、御頼申上候。

此れは英國公使パークスを、追々鹿兒島に招くに就ての準備であらう。該書の原本は、漢文もて上海に於て、外人の手もて著作出版せられたものだ。

大久保一藏様

第十四章 薩英關係

〔八五〕 薩英の交親

英佛對立 幕府對薩長の干係が、對立の情態を漸次に出現するに際し、英佛の干係が自然に對立の情態を出現し來つた。而して幕府は佛國に倚り、薩長は英國に頼るの情態を出現し來つた。若し勢にして底止する所なくんば、外國の勢力は、如何なる程度まで、我が内政に向つて延長したる可き乎、容易に測り知り難きものがあつた。但だ我國の政治家中には、識者ありて、其禍を未然に豫防したると、且つ時局が案外急速に解決して、國內一統の趨勢が之を必須とせざるに至つたが爲めに、辛うじて之を免かるゝことを得たのだ。

幕府關係 抑も幕府と佛國とが、何時比よりして、親密の干係を結びたる乎、其の正確の日時は明白でなきも、恐らくは安政以降のことであらう。何は兎もあれナポレオ

英の薩長
近接

ン三世は、一種の大山師にて、野心家であつた。彼は何れの方面にも氣を配り、手を差し出し、足を踏み込まんとする癖があつた。此れには其使臣ロッシュ(Ross) (譯官カシヨン(Cashion))等の暗躍も與りて力大に居るであらう。何れにしても文久、元治、慶應にかけては、幕府と佛國とは、殆んど親類交際をしてゐた。斯る場合に際して、英國がいかでか指を啣へて傍觀す可き、彼には彼の了簡があつた。それは近き將來に幕府が衰亡し、其の政權全部が失墜せらる可きを豫期したことだ。英人は決して純理によりて動かさないけれども、彼は日本の主權は、條理に於て將軍に屬せず、天皇に屬す可きものなるを知つてゐた。而してやがて時勢が此の條理通りに實行せねばならぬ様に趨く可きを豫期してゐた。又た其の時勢の中心動力たるは、薩と長とである可きを豫期してゐた。此の如くして英は自然に薩と長とに結ぶの得策なるを感知した。特に薩を以て、尤とした。

分野成立

此の如く表面ではないが、裏面に於ては、一方は朝廷を本位とし、薩長、而して其

パークス
日本情勢
豫知

の親友に英、他方には幕府を本位とし、一橋、會津、桑名、而して其の親友に佛と云ふ分野が成立した。但だ英と薩長との干係は、恐らくは佛と幕府との干係ほどには密接では無かつた。佛は殆んど幕の内懷まで喰ひ込んでゐた。然も薩と英との干係に至りては、文久三年七月二日、鹿兒島灣に於て、英薩開戦後の事にして、然も横濱に於ける講和談判に於て、漸く互ひに接近するに至つたのだ。而して其の長足の進歩は、實に英國公使パークスが、慶應元年の夏(西曆一八六五年六月二十四日)長崎に其の足跡を印したる以降からだ。

パークスは日本に赴任以前から、業に既に日本主權の朝廷に存するを知り、且つ赴任の途次長崎に於ても、日本現時の趨勢は、幕政顛覆の遠からざる可きを吹き込まれてゐた。而して彼は本國政府よりも、赴任と前後して、其の訓令を受取つてゐた。

松本弘安
の働き

抑も英國政府をして、反幕向朝の態度を執らしむるに至りたるに就ては、松本弘安(宿禰寺島宗思)の力も亦た少くなかつた、と云ふ者がある。乃ち彼は英國に

在りて、嘗て我國に於ける英國公使館書記官として、當時の公使館高輪東禪寺に浪士斫入りの際、負傷したるオリファント(Oliphant)が、英國に還りて下院議員たるに會し、彼に向つて説く所あり、遂ひに彼の賛成を得、彼と共に當時英國の外相クラレンドン卿(Clarendon)に謁し、皇權のやがて恢復す可き事、而して英國が此の恢復を援助するの得策なるを説き、外相亦た之を嘉みし、遂ひに訓令をパークスに授くるに到りたりと云ふことだ。(薩藩海軍史)

英國薩長
新接理由

何れにもせよ、多くの理由及び事情ある中に於て、英國を驅りて薩長の親友たらしめたのは、恐らくは佛の親幕政策であつたらう。若し佛が幕府と親類交際を爲さなかつたならば、英國もまさか深くは薩長と相結ぶを遲疑したであらう。然も佛幕の干係が、尋常一様でなかつた爲めに、英國でも自衛上、自から進んで薩長と交親するに至つたのであらう。但だ外力誘入が、或る程度にて遮斷せられ、防止せられ、それ以上に及ばなかつたのは、日本に取つて良とに幸運であつた。

【八六】 薩藩英國公使を招待す

グラバの
斡旋

抑も英國公使パークスが、鹿兒島を見舞うたのは、何故であつた乎。パークス傳によれば、薩摩藩主の特別なる招待(at the special invitation)によるとある。左もある可し。薩藩では、凡有る意味に於て、英公使と親交の必要を感じたる際であつたれば、左もある可し。尙ほ此事に斡旋したる取持役は、在長崎の英商グラバ(Glover)であつた。薩藩では先づパークスの内意を質し、而して後グラバによりて、公然の招待状を送つた。

薩藩士民
取締

但だ薩藩に於ては、其の士民の取締には、細心の注意を拂うた。そは敵愾心に饒む壯士どもが、彼等に如何なる無禮を敢てし、如何なる椿事を惹起せんも、未だ知る可からざる虞れあつたが爲めに、此に於て豫じめその警戒として左の如く布達した。

英國軍艦近々長崎より前の濱へ來著の賦に候。右は御兩殿様深思召の譯被

爲在、於彼は重任の者乗組居、夫々至當の御會釋被爲在筈候、尤軍艦の儀は、何ぞ祝事向等付、祝砲打候、萬國通例の式禮にて、於此御方も、右仕向に應じ、發砲相成筈に付、自然人心動搖、騒々敷成立候ては、屹と不相濟候間、一統右の趣明察、平易可罷在候、依時機上陸被差免儀も可有之候間、萬一兇暴の振舞有之、御難題筋釀出候儀共致到來候ては、別て不容易事態、剩御命令不被爲行届場に相當り、萬國中への御國恥、何共恐入候間、決て見物ヶ問敷は勿論、聊不勘辨の儀有之間敷、此旨向々へ申渡、末々の者共へは、奉行頭人主人より屹と可申渡候。

寅(慶應二年)五月十五日

刑部(新納)

到着間際の布達

尙ほ其の來著の期近くに際しては、更らに左の布達もて、一層の警戒を加へた。今度英國人來著の筈候に付ては、幕府へミニストルより御届の上、御免相成候譯にて、公然御引受の都合に相運候に付、英人共に對し、無禮の振舞等屹度

無之、取締向に付ても、嚴重行届候様、被仰出候事、

右の通被仰出候條、御趣旨の程、一統奉承知、再重申渡候通、聊不法の儀共、屹度有之間敷候、此旨不洩様向々へ早々可致通達候。

六月 日

攝津(喜入)

此れは今回の英人來訪は、幕府へも英公使より届濟の上にて、公然の國際的交親であるから、別して氣を付けよとのことだ。

受書を徴す

此節英國軍艦渡來に付ては、水師提督並公使乗組居、近日の内磯御茶屋へも被招呼候に付ては、御兩殿様深き思召の譯被爲在、態々被招呼候儀に有之、時宜に依りては、乗組兵隊上陸訓練被仰付、御覽可被遊、又は諸所見物をも被差許儀も可有之候に付、若年の者共、粗忽の儀共萬一有之候ては、決て不相濟譯候條、親兄弟又は身近き親類等より、不行儀の儀共無之様、嚴敷申聞御受書可爲差出候、其上ながら、若不行儀共有之候は、其身は勿論、親兄弟身近き者迄

も、屹と可及迷惑候。

此旨銘々組頭より厚く可申渡候、但調練の節は、見物致候儀は、不苦候。

六月 日

攝津 (喜入)

薩藩の重要視

此の如く書面もて、各組頭宅へ父兄等を召喚演達し、その受書を出さしめた、如何に薩藩が、注意に注意を加へ、警戒を重ね、滴水も漏れぬまでに手を盡したるかは、以上もて之を察するに足る、同時に如何に此の英使及び英艦隊招待に就て、薩藩が之を重大視し、重要視したるか、判知る、蓋し大望ある薩藩は、或る機會に於ては、大いに英國の力を利用せんことを、企圖したるや之を見ても知る可しだ。

【八七】 英國公使及び艦隊の鹿兒島訪問 (一)

英公使鹿兒島著

扱も薩藩に於ては、英國公使及び其の艦隊を迎ふるに就ては、前記の如く〔参照八六〕周到なる注意と取締を爲し、一切驩迎の準備は出来上つた、而して六月十六日(慶應二年)英國艦隊は、公使パークスに乗せて鹿兒島灣に入り、薩藩の家老は先づ旗艦を訪問し、公使、司令官、其他士官等上陸、市中を見物した、翌十七日には藩主島津忠義等旗艦を訪問し、後公使、司令官等の來訪を受け、終て饗宴あり、薩藩兵士の野砲射撃演習を見せしめた。

士官饗應

十八日には集成館を見せしめ、而して藩主忠義以下兄弟五人にて、歐洲風の料理もて、士官を饗應した、十九日には藩主忠義等英艦の大砲射撃を観覽し、二十日英兵上陸、歩兵並に野砲操練を爲し、二十一日には英國士官を遊獵に案内し、又た集成館を巡覽せしめた、而して艦隊は二十二日出港した、以上は其の梗概だ。

當時の新聞記事

尙ほ當時横濱にて發行せる英字新聞によりて、當時の様子が如何に英人に映じたるかは分明に記載せられてゐる。

三艦投錨

一千八百六十六年七月廿七日(六月十六日)天氣晴朗、海波靜にして、鏡の如し。英國軍艦プリンセス・ローヤル、サーベント、サラミスの三隻は薩摩鹿兒島港に入る。此れより先鹿兒島藩主松平(島津)修理大夫(忠義)は、其の使臣(新納刑部)を長崎に遣はして、英國公使を迎へしめた。三艦投錨正さに午後一時、斯くて城市に近き一個の砲臺より禮砲を放つ十五發、發射頗る緩慢ではあつたが、次序整然、其の熟練の程が知らるゝ。プリンセス・ローヤルは之が答砲を發つた。

禮砲

乗員上陸

サラミス艦には英國公使パークス夫妻、學士ウキルリス、甲比丹エブリン等だ。旗艦プリンセス・ローヤルにはシーボルト、ローズル、ゴローフル、日本通譯堀、尙又薩藩第一家老(新納刑部)及び若干の役人等が乗つてゐた。彼等が上陸するや、禮砲を發する廿一發、此れは日本の國旗に對して、敬禮の意を表する

英公使等市中遊歩

所以だ。

當日は上陸の案内を得たから、午後四時頃から公使パークス、司令長官キング、其他士官等相伴ひ上陸し、市中を遊歩した。從來殆んど外國人を見たことなき群集は道路を埋めたが、役人等は之を制して、其の中間を通行し、やがて一個の寺院(田の浦良永寺)に至つた。此處にて果實、三鞭酒、菓子、麥酒等の饗應があつた。

此の如く第一日の接待は、首尾克く濟んだ。

島津忠義英艦訪問

翌廿八日(日本曆六月十七日)薩藩主は小舟に乗じて、プリンセス・ローヤルを訪ふた。司令長官は命じて十九發の禮砲を發たしめた。此れは用談ではなく儀禮の爲めであつた。藩主の伴ひ來つたのは、薩藩の重臣新納及び堀だ。此の兩人は曾て英國に赴き、歐羅巴の都府をも周遊した者だ。午後は公使及び水師提督諸の士官を率ゐて上陸し、藩主の來朝に答へた。此に於て晚餐の饗應があつた。

馳走の數

其の料理は凡そ四十品、三鞭酒、日本酒、麥酒等を供し、頗る鄭重を極めた。其の時刻は約五時間を費した。陸上の砲臺では、正午より晩に至るまで、大砲の演習があり、操砲の式は、頗る習熟してゐた。

四十品の菜肴と云へば、無上の御馳走だ。往時薩藩主が、將軍家を饗應したる際でも、此には及ばなかつた。如何に薩藩で英人の驕心を得んことに努力したるか、は、之を以ても察することが出来る。此れは固より西郷吉之助等の指金で、此の如き事が出で來つたことは、彼が大久保へ與へたる書中を見ても、之を察するに難くない。(參照 八二一―八四)

【八八】 英國公使及び艦隊の鹿兒島訪問 (二)

藩主射撃
參觀

横濱英字新聞の記事は、以下に續いてゐる。

七月三十日(日本六月十九日)薩藩主は兄弟五人と與に軍艦に來りて、大砲の演習を観た。我が海軍の砲隊の兵士は、百斤砲もて榴彈を發ち、八百碼(四百間)の距離に達して炸裂し、更に二回發射し、他の砲亦た二彈を發ち、何れも適應の距離に落ち、炸裂飛散した。其後薩藩主は、普く艦内を巡見し、兵器及び諸機關の装置を観て感賞斜めならなかつた。

パークス
夫妻上陸
砲臺を
觀る

三十一日(日本六月廿日)早曉大雷雨霽れて後、氣候甚だ清涼。午後四時英國海軍海兵隊の甲比丹サンドルス兵員百五十人、野砲二門を率ゐて藩主の居城に近き海岸の一隅より上陸した。豫て用意したと見えて、道路の洒掃極めて清潔にして、藩主と公使の爲めに、清楚なる假屋を設け、幕張をなして待ち儲けた。藩主は其席に臨み、前藩主の肖像を安置した。眉目宛然生けるが如くあつた。公使パークス夫妻は程なく上陸し、此に於て野砲の運動、兵卒の操練を示した。藩主は殊の外砲の運用輕便なるを感賞した。

翌八月一日(六月廿一日)は藩主の庭園に遊んだ。其の庭園は甚だ廣大ではな

いが、風景清幽愛す可く、而して園に連りて鑄砲場あり、此の工場は西洋式に據らず、日本人の意匠もて、大砲實彈、及び榴彈を鑄、且つ蒸汽装置ありて、砲臚を鑄開す、次に玻璃製造所を観る、其式頗る完備してゐた。

此れは前藩主島津齊彬の遺せし事業の一であることは云ふ迄もなし。

鹿兒島退去

斯くて公使等は、藩主に別を告げ、サラミス艦に乘じ、八月二日(六月廿二日)の午後プリンセス・ローヤル艦と共に鹿兒島を發した。解纜の際禮砲を發つ十五發。

薩藩の好意認識

以上もて、如何に此の訪問の接待が、薩藩側に於て至矣盡矣であつたかを知るに足らむ、尙ほ英國公使サラミス艦の出發は、別記には八月一日とあり、若しくは七月三十一日とある、それは何れにしても、如何に英人側でも、薩藩の好意を認識したかは、

此度薩州及び其の國民より盡したる優遇、實に懇篤にして、之に過ぐ可き様なし、英人と日本人との間に好意を示し、親睦を厚くするは、實に箇様にこそ

あり度事也。

と英字新聞に記したるは、恐らくは中心よりの言であらう。

遊獵馳走

尙ほ英國旗艦プリンセス・ローヤル出帆の前日は、遊獵の馳走があつた。

當日の遊樂は、實に壯大にして愉快であつた。我等は朝三時より遊獵(磯山龍ヶ水邊)を始めた。英人二十名、薩人四十名にて、海灣より六哩計の處に到つた。其の風景は、横濱近傍の地に似てゐる。然も樹木は一層鬱蒼、林中には鹿猪猿猴等多く、一群の獵犬、獵師等之が嚮導となり、終に四回の獵を経て、其の獲物は囊に滿ちた。鹿七頭、猪四頭、七頭の鹿の中には、各四様の斑點を畫してゐた。尙ほパークス傳中にも、

藩民惜別

一行は無上壯嚴の大驢迎を受け、鹿猪猿猴等の狩獵にて、其行を了へた。それよりも恐らくは満足であつたのは、日本武士が、其の平生の嗜みである自制心も打忘れ、一行の去るに際して、薩摩の士民を擧げて、惜別の情を傾倒したる一事であつたと察せらる。

此の如くして薩藩の政治家が、薩英親交を目論見たる筋書は、全く中つた。而して此の政治家中には、西郷、大久保、小松の三人を數へねばならぬ。殊に當時小松と西郷とは、鹿兒島にあつたから、尤も其衝に當つたのだ。

【八九】 英國公使及び艦隊の訪問に關する 薩藩側の記事(一)

到著第一日 尙ほ名越時敏の日記によれば、如何に薩藩側が、此の訪問に關して、其の眼中に映じたか、判知る。

去る十六日(慶應二年六月)八つ時分(午後二時)英艦三艘、前之濱に入津仕候處に、下臺場より大砲數個打出候處に、又船よりも數箇打出し候。夫より御役々乗込被成候哉、七つ半時分(午後五時比)下之濱より英人上陸仕、二十人餘江戸

橋堀のめん通、大小路口、築地中通より良永寺へ參、行掛に大小路口邊にて、店に出候なしを取、皮のま、かみ行候。中村八郎右衛門店先へ立掛り、品物取見候由、御附之御役方は、小松殿初、諸御役人、横目、足輕、町人迄、多人數相付候由、夜入前、船より歸船仕候。

此れが到着第一日の行事。

同第二日

十七日、四つ後(午前十時後)上様(島津忠義)小鷹丸より、御馬印、御吹貫、御側廻、小早船、左右に相付、本船へ御乗附被遊候て、一刻にて御立直に英人にも傳馬より數艘乗出し、是も色々旗を立、磯御茶屋へ參上致、英人十九人御前へ出、内五人へミニストル初、御盃被下、直に御能之御はやし有之、御吸物十三、三汁、九菜之御飯被下、様々之御取持、御菓子色々美をつくし、兼て無之菓子出來候。夕方に相成、御側廻り調練有之、六十人備打、大砲十五挺にて候由、夜入過に歸船いたし候由、又本船へ残り居英人四拾九人、下濱より上陸、昨日通、良永寺へ參り候、見物入大事にて御座候由。

第三日

此れが第二日の行事。

十八日、英人大人數、下濱より上陸、所々廻見候て、十人計は南林寺へ參り候所に、大中公御免無之、通す事不能成段申候へば、英人ぐしと返候由、爰に妙なる事は、此夜南林寺下之大松木、落木致、眞中よりぼきつと折申候、其音大砲を打が如く有之候、今日上陸之内女五人、西田橋まで見物に參り候由。

此れが第三日の行事。

第四日

十九日、英人八つ前(午後二時前)より標的を立て、船より大砲打有之、私は御二階より見申候が、標的は竹の先に手拭之様な切れ(布帛)付け、傳馬へ何本も立置候が、其竹残なく射打候由、大船より八百發餘も打申候、次之船よりも五十六發打申候、火矢と相見へ三十沖へ打出候が、神瀬より半道も先きに行き申候、先年之合戦の時(文久三年七月二日)の打方よりも、はげしく御座候、今朝英船一艘入津いたし候が、是は本國へ合戦初候に付、飛船にて、ミニストルへ迎ひ船之由にて御座候。

第五日

此れが第四日の行事。

廿日、八つ時分(午後二時)より磯へ御兩殿様御出、英人訓練有之、訓練傳馬七八艘に乗り、壹艘に三十人計づゝ乗り、船も揃へ乗來り、上陸一所にいたし、直に備を立て、三百人三行に立ち、ドラを打ち立て、手拍子之様なる鐘を打ち、牛ホラ(喇叭)を吹き、足並を揃へ、押太鼓を打出す、鐵砲を四方へ打候が、一つ筒より打が如く有之候由、間々大砲を打、退き候時は、足並に引き、大砲も車計を持ち行き、又進む時は直に車仕合せ、足並にて打出し、追詰候て、劍を抜き、四方へ突廻り、時の聲を上げ、足並にて引き、進退之掛引、誠に一人之如く有之候由。如何にも英人が、薩人に向つて、其の實物教訓を示した。

バックス
退去

左候て、錫御門外へ、中將様、其次ミニストル、其次大守様、重富宮之城、英之進様、二之丸御子様方、其次ガラバ一つ並にて御覽有之、諸人見物人も錫御門下迄罷出候由、夜入元(入相)ミニストルは、磯下より船へ乗り、飛船より歸帆致候、下臺場より大砲數筒打出し、ミニストル船よりも、打出し申候。

此れが第五日の行事、此日パークスは別を告げて去つた、中將様とは、島津久光以下島津家總幕出揃であつた。

【九〇】 英國公使及び艦隊の訪問に關する
薩藩側の記事 (二)

第六日

薩藩士名越時敏の日記は、以下に接續してゐる。

廿一日(六月、慶應二年) 英人磯山狩有之、猪鹿七八つ取れ候由、鹿一疋走内に、英人鐵砲三發打候へども、中りは無之由、濱にて一人にて三疋生取候由、又良英寺へガラバ(長崎居留英商グラバー)初め十四五人參候。

幸藏丈
較べ

幸藏見物に參候處、御附添北郷數馬様にて御座候、幸藏へ英人と丈けくらべ致見れと被仰候に付、いたし候處、我もくくと替るく、出、同高さ四人有

之外は一、二寸英人低く候に付、さらば年はと、十七歳と申候へば、是は大氣大氣、日本くと申して、背中たゞき候、親指出し、有かと申候に付、親の事と存じ、有りと申候へば、年はと尋候に付、七十と申候へば、是は長年くと申候、今日は臺場諸所繪圖取に參候哉、直に幸藏が繪圖を取候、宿はどこかと尋候に付、是より八町計有之、此方と申候へば、がてんくと頭をふり候、我國へ行んか、明日出帆するかと申候に付、大守之御免なくては行事ならぬと申候へば、がてんくと頭をふり候、夫より歸り候に付、手まねきいたし見候へば、手まねきいたし、のちは笠を取、笠にてまねき候と申候。

幸藏脇差を見せと申て引拔候て、是は首に手を當、伐るのかと申候、うんと頭を下け候、又刀を抜見て、是はと申候に付、頭より尻迄手合して伐、二つに成ると申候得ば、目を丸く致候。

此れが第六日の行事に就て、雜聞を記したるもの。

第七日

廿二日、八つ前(午後二時前)下臺場より大砲數筒打出し、船よりも打出し、出船

悲憤慷慨者

仕候、見る内に沖島より三里計も乗候、此節上を下へと皆々見物に出申候へども、私は英人陰も見不申候、廿一日には柳町も五人通候由、又是より先は一ヶ年五六度も可參候。此節は上様御物入貳萬兩計も入候と申事御座候。尙ほ又た薩藩人士中には、攘夷の氣分、未だ全く拂ひ去らず、頗る悲憤慷慨したるものもあつた。藩士道島正亮が、英人訪薩記事の英字新聞に出でたる譯文を讀んで、

此書中に、深殿に入り、稍一時計談話して、既往は咎むべきにあらず、以後和親懇篤にして、兩國の間に、異論あるべからずとの一事、寔に慷慨至極、其段實に千歳の遺憾にして、膽を破り、腸を斷つにあらずや。

英國婦人

と云うてゐる、且又六月十九日藩主英艦訪問の記事中に、拙者共には同席中、四つ過(十時過)より御泊宿へ差越見物いたし、後向にて能不相分候、歸には御舟丸木より下町石燈籠下へ上り、夷人を初て見候。生(ナ)好(カ)ぬ物共にて候、夕方には西田橋邊へ夷人差越居、女も參り候由、ミニストルが

十七日の饗宴

妻にて候由、見物人群集にて候へども、何にとも思はぬ體にて候由、川端を通り、二本松馬場へ出候て歸候由、此女生れ付餘程宜しく、目鼻も夷人の様には無之、決めて日本人ならんとの評判も有之候。

と記してゐる、又た十七日の饗宴に就ては、格別の御馳走にて、吸物十三通、其外二の膳、三の膳、數限りなく、日本料理にて、此様結構なる御馳走は、世界にて初めてなり、互に新聞書にも可出候間、献立書相望候由、吸物にても、何品にても、出ると直に手を差込み、鼻にて嗅ぎたり、惡しき物は口に入れても、其次の物に吐き出し候由、猿の性質に能く似て、梨其外桃殊の外賞翫に相見え、梨は皮共に眞(真)も不殘たべ候由。

英人も猿に比せられては、定めて苦笑す可きであらう、併し此れは只だ一般の英人觀にて、薩藩當局の人々は、薩英の親交に、多大の期待を持ちたるは、勿論のこと、その爲めには如何なる犠牲を拂ふも、決して高値とは思はなかつたであらう。

【九二】 訪薩に對する一英人の觀察

一閉鎖舊習
易洗の容

尙ほ當時長崎在留の英人（恐らくはガラバ、即ち當時日本人間にガラバと唱へたる英商であらう）公使一行に隨伴して鹿兒島に至り、其の目撃せる事情を、横濱英字新聞に投書したるものがある。

日本國南方の形勢に關し、逐一通信す可き約を爲したが、未だ曾て報告す可きほどの要件も無かつた。然るに只今尤も有益なる一事を率先して起す者あれば、人皆な之に倣ひ、其の率先者を尊敬し、隨て外國貿易を妨ぐる日本貴族の舊慣たる閉鎖の惡習を一掃するは、容易の業であらう。斯くなるに於ては、日本に於て實際の利益を得るものは勿論、下は工商に至るまで、其の生業を盛ならしめんとする輩は、何れも欣喜措く能はぬであらう。その事實は即ち今度公使并に艦隊長官が、本國政府と、通商に關して、鹿兒島を訪問したる一事である。

訪問の效
果

斯く彼は前提して、左の如く事實と推論とを擧げてゐる。

薩摩公以下、彼の國人は、誠心誠意もて、應接せる事情を察するに、薩摩が英國に交はる懇親の確證は、顯然だ。斯る前例が一度行はるゝ時は、必らず南方に於ける他の大名も、速に此例に従ふに至るであらう。此れは薩摩公が、平日名望高くして、大名の巨魁であるからだ。されば此れよりして日本貴族の固有せる風習を一洗するばかりでなく、通商貿易の繁盛を妨ぐる諸ろの弊害を除却するに至るであらう。日本の大名は、渾て各々獨自の特裁制度を固執してゐる。故に其の大名の支配する所で無ければ、日本人と貿易は出来ない。乃ち商人の如きも、勝手に外國人と貿易は出来ない。されば今回の訪問は、從來大列頭の全權公使の、日本に於て行ひたる未曾有の名策であらう。而して本國政府に取りても、尤も好都合の締交と思はるゝ。

以上はパークス及び艦隊司令官の鹿兒島訪問が、如何に英國に取りて、有利有益の好政策であつたかを稱讚したるもの。

佛人心得
違ひ

之に反して、佛人は大に大君(將軍を斥す)を勵し、之に結び、通商の利權を壟斷せんと欲してゐるが、我等の見聞する形勢を以て察すれば、未だ必らずしも大君に取りては、大なる利益ではあるまい。要するに佛人の此策は、大なる心得違ひだ。目前に於て、通商の勢權を得んとする貪慾心は、黄金の卵を産する鶯鳥を殺すと一般であらう。

英佛相尅

此れは佛人が幕府と結び、其の利を専らにせんとすることを批判したものだ。當時如何に英と佛とが、一方は西南大名に結び、他方は幕府に結び、互に反對の勢力に、肩を入れつゝ、あつたかゝ判知る。即ち英は薩長なる馬に賭け、佛は政府なる馬に賭け、何れも其の競馬の勝利を祈り、且つ楽しんでゐたものだ。

幕府の對
長州武備
の進歩

大君は十五ヶ月以前、首府(江戸)を出發したれども、其の歸る時には、出發の時と同様の情態にあらずして、同様なる權威無きこと間違あるまい。大君は卑怯にして、時日を延ばし、止むを得ず長州と開戦に及んだ。けれども長州は去る二年の間、力を盡して兵を練り、能く整頓してゐる。其の

武器も政府に比すれば、能く整うてゐる。それは長州では不正なる、役人貿易の筋から武器を買入らずして、正しき商人の手から買収した。之に反して政府では狡猾なる半士商の輩から買上げた。且つ長州は自國に在りて、其の本營に近く、兵糧等の運輸も意の如くなるに反し、幕府の懸軍長驅、數百里とは、自から主客の差別がある。且又同盟の大名ありて、詳に敵情を探索し、之を通信する者あるが故に、到底大君の軍兵は、敗走すること疑はあるまい。

以上英人の所説は、如何に大なる印象を、英國公使パークス等の訪薩が齎らし來りたるかを知るに於て、十分の資料たらざるも、其の一斑を知るに餘りあらむ。

〔九二〕 薩英會商と西郷吉之助 (一)

西郷の書翰

抑も公使パークスと薩摩當局との間に、如何なる會話が交へられた乎、如何なる意見が交換せられた乎、將た如何なる協商が成立した乎、その邊の事は明白でない、けれども以下に掲ぐる西郷吉之助の書翰は、能く當時の事情を物語つてゐる。

西郷の注意

西郷が英使の鹿兒島來訪に先ち、五月二十九日付にて、京都なる大久保一藏に「英國志」を藩主へ見せしむ可く注文したのは、既記の通りである（參照 八四）。而して彼が如何に其の來訪に注意を拂うたかは、六月十三日付、養田傳兵衛に書を與へ、左の如き達書の草案を送付したる一事を以ても判知る。

達書草案

此節遠客御招請に付ては、皇國の爲、深思召の譯被爲在、萬國普通の禮節を以、御會釋被遊候。付ては、配向至極念を入、決て輕蔑の振舞無之、御高儀奉、威服候様、肝要に可被相心掛候。此旨分て相達置候。

帖佐彦七宛狀

西郷は更らに六月十八日付にて、左の一書を帖佐彦七に與へてゐる。
今日も御出勤珍重奉存候、陳者英人と談判の儀に付、書付書調方御願申上度

幕府内狀

御座候付、何卒御暇被成下候て、九つ時（正午）過より下會所（鹿兒島下町にあつた集會所）え相集、其上英艦え差越賦に御座候。就ては松木安右衛門（後伯備寺島宗思）え引合不致候て不叶義有之、四つ（午前十時）後參り吳候様、相達置候付、私認方逆も相調問敷と相考候付、乍御苦勞御來訪の處、奉希候以上。
とある。此れは英國艦隊が公使パークスを乗せ、鹿兒島へ來著したる翌日のことだ、而してその談判が如何なる事件であつた乎は、西郷が七月十日前後、岩下佐次右衛門（後子爵岩下方平）へ與へたる一書にて、略ぼ推測が出来る。此の書の外に書翰としての本文が別に存したものであらうが、それは今は無い、此れはその別紙としての逐條書である。

一 兵庫開港の儀は、上天子より下萬民を欺し、外國と約定相結候儀、萬國普通の條約と難申候付、右の譯を以て、幕府を相責候様、細々及談判候處、政府と約定いたし候譯に候得ば、内輪の混雜は、決て外國人の差構事にも無之、勿論勅許と申儀も相望候事に無之と申募り、餘程幕臬有之、破談の勢に成立候處、

得と日本の情實を申解き、其上利害得失、委敷申聞候處、初て會得いたし、夫より彼の底意不殘打明候向にて、大に幕府の失體を申出候場に立到候て、全熟話の都合に成行候事に御座候。

その效果

薩摩では兵庫開港其事自身に反對と云はんよりも、其の開港に關する幕府の表裏反覆、詭譎、騙嘴の措置に反對した次第だ。而して此れを以て英人を説得し、英人をして幕府を攻撃せしめんとしたが、英人は既に條約とあれば、其の條約が如何にして成立ちたるかは、日本内輪の問題にて、自分等とは沒交渉でありとて、其の相談に乗りさうにも無かつたから、朝幕對立の現状より、延いて幕府の腐敗の内情をも曝け出して説得したところ、英人も大いに安心したものと見えて、英人等より幕府の失體を暴露し來つたと云ふことだ。

公然幕府非議

左候て彼等申聞候には、いづれ右の事件、外國人可存いはれ無之候付、何方より承候と不申候ては相濟申問敷、其節薩摩の名目を出し候ては、決して不都合の儀も候はん、彼等も出したくは無之と申事故、其邊は少しも差障無之、薩摩

にて承候旨を以、幕府え相迫候様申聞候處、夫こそ本道の議論と申ものよと、大に悦び候事に御座候。

如何に西郷の眼中に幕府無かりしかは、此れにて分明だ。

然共直様突掛候向とは不相見得候へども、幕府の不條理なる次第には、あぐみ果候様子に御座候、時機に依ては申立候も不被計候得共、極て申上とは不申聞事に御座候。

いざとならば英國公使等は、薩人に聞くとを以て、幕府を突撃するであら

【九三】 薩英會商と西郷吉之助 (二)

勅使兵庫差遣の件

一 兵庫港え異船渡來の節、勅使を被差向候様子、如何の見込を以相盡候哉

と承候付。

此れはパークスからの質問だ。

其節は薩摩の人数勅使の御供にて異船に乗込、期日を引延し、是非諸侯を京師へ集會し、全く幕府の手を相離て、朝廷よりの御所置に振替候含にて罷居たる由申聞候處。

此れは西郷等の返答。

如何の譯にて其策崩候哉と申事故。

此れはパークスの質問。

其節幕府より頻に相迫、朝廷よりの御所置に相成候ては、辭職仕候外無之段申募、終に勅使を繰返候付、皆策致相違、建白の書面と相離候故、如此疑迷の譯に立到、残念の旨申聞候處。

此れは西郷等の返答。

實に悦び候て、彼等も大に残念がり候事に御座候。

パークス
満足

パークス等も、大に薩の態度を諒としたものと察せらるゝ、如上の事件は既記の通りで、西郷等の説明は、全く事實共通りだ。〔參照 五十八册幕府瓦解期に入る八一五、及び三五三八〕

一 朝廷の御所置と相成候はゞ、公卿衆の御談判と相成可申哉、是迄政府閣老邊え引合の場、如何可致賦かと承候付。

此れはパークス等の質問だ。

西郷の兵
庫開港策

其節は朝廷より五、六藩の諸侯に被命、專引受、兵庫港の運上は、朝廷に相納め、萬國普通の條約を以相結、信義の交、其時こそ可相調、只今の如き、幕吏の賄賂を貪、不廉の次第とは大に違ひ、外國に於ても都合可宜、勿論日本に於ひては、是より相開け、本道の事に成行可申と決定いたし居候旨申聞候處。

此れは西郷等の説明だ。

至極尤の議論と申事に御座候。

此れはパークス等の挨拶だ。

一 右通の次第、外國より開立候ては、大ひに不都合到來いたし、日本の人も不服の譯も出來候はん。いづれ其邊の處は、急速取掛候ては、宜間敷候に付、能機會を見合、是非相盡し、呉れ候様申事に御座候。

此れはパークス等よりの依頼だ。

一 三港の税、三分の一丈けは、是非天子に相納候様、度々英國より幕府え申立候趣申聞候。左様無之候ては、大君と相唱候儀不相叶。日本に於ひては、兩君有之姿にて、外國には、決して無之事に候。いづれ國王唯一の體に、不相居候ては、相濟間敷と申故。

此れはパークス等の所説だ。之を見ても如何に英國の政策が、反幕、向朝であつたか、判知る。此れは固より佛國の幕府一天張りの政策と對立する爲めでもあつたであらうが、それ以外に英國は、日本國勢の趨向を先見して、斯く其の政策を定めたものと察せらる。

頓と日本人、外國の人に對して、無面目事と申置候。

パークス
國王唯一
論

一國に兩政府あることは、西郷等に取りても、全く外人に對して不面目の到りに感じたであらう。此の如くして、討幕と云はざるも、倒幕の氣運は、愈よ濃厚となつて來たことは、申す迄もなき事だ。

諸藩自由
外交論

一 日本條約の五ヶ國は、諸藩に勝手に相交候様觸達相成候様、政府に可申立。左候へば、大に難澁可致事に御座候。勿論政府の欺謀は、不被行様成立、自然政府の不條理なる儀も、外國の人可相分申聞候處。

此れは西郷等のパークス等に向て語る所、政府外交の一手專賣を、各藩に分配す可しとのこと。

大に悦び候事に御座候。

固よりパークス等としては、斯くある可きことだ。

一 江戸え相詰候人に、何篇打明、相談可致人物は、不能居候かと相尋候付、決て無之段申聞候處、何卒體成人物差出、吳候儀は、相調間敷哉と申事故、隨分差出可相成と返答いたし候處、合符を渡し、是を持參の人なれば、不疑と申置候。

江戸に人
物派遣談

事

此れは將來英薩の交渉に付き、江戸に適當の人を派遣す可き件に付ての問答だ。

陸英黙契

以上の談判は、慶應二年六月十八日、パークスの乗艦にて、西郷は、最近英國より歸朝したる松木(寺島宗則)を伴ひ、パークスと面談したものであつた。此中には何等將來の約束は無きも、薩英の間に、若干の黙契あつたことは、自から推察す可きものがあらう。

尙ほ西郷は七月十日付、大久保への書中にも、

英人來著、段々談判の始末は、岩大夫(參照 上記)え申上越候付、文略仕候。大概見込通はやり付候賦に御座候へ共、欺かれ候へば無致方、隨分幕手を、英は打離候賦に御座候。何分に能都合にて、大幸此事に御座候。

と、や、自畫自讚的の報告をしてゐる。此れを見ても如何に西郷は對英外交に於ける好結果に満足し、且つ前途に少からざる希望を屬したかを知るに足ら

む。

パークスの功績

パークス公使は來應前、既に本國政府より日本の帝權復興に助力せよとの訓令を接受し居たるものゝ如し。是れ寺島の建議によるものなり。是より先き寺島は英國に在りし時、下院議員オリファントを説き、日本政權の皇室に歸することに助力して、其條約批准を皇室に移すの正當なるを論じ、オリファント之を善とし、同行して外務大臣クラレンドンと會談し、外務大臣大に其意を贊して、英國公使パークスに帝權復興に助力すべきを訓令するに至れり。且又パークス公使は支那日本の歴史に通曉したるを以て、日本の國事に當り、能く其所見を堅實ならしむるを得たり。素是れ本國政府の訓令ありしとは云へ、維新の大業に際し、薩長に好意を有したるものなり。元來小松、西郷、大久保等の英國公使に親好を求めたる因より其處なり。然れども西郷の意見は、英國と結び、外交關係を以て佛國を牽制するにありて、直接の助力を依頼するが如きは好まざりし所なり。蓋し外國干渉の端を開かんことを恐れ

第十五章 長英關係

【九四】 長藩と英國

長英關係
の始め

英薩の交驩と同時に、長英の交驩も閑却せられなかつた。英國側では薩藩の有力なる反幕府側の勢力であることを認識すると同時に、長藩の勢力をも無視しなかつた。而して英と長との干係は、井上、伊藤等の英國渡航以來の事にて、英人と長人とは、決して相互に他人行儀ではなかつた。乃ち、防長回天史にも

此時に方り、高杉、伊藤等が提起したる英公使會見の議は、此月（慶應二年四月）上旬山口に於て、再三政府の議に上り、公（藩主敬親）は、徐に宇内の形勢に鑑み、國藩の利害に察し、將來の關係を推し、以て會見許諾に決したるもの、如し。と記してゐる通り、殆んど薩藩の英公使招待と、同時であると云ふも不可なきものと察せらるゝ。尙ほ當時長崎に潜伏したる高杉晋作より、井上聞多へ寄せ

たる書中に、

先便申上候通、此度子簡(伊藤俊輔)兄歸關に付、一書呈上仕候。先以御堅勝可被爲入奉、恐賀候。弟事も當分はラウダ(美人)處へ潜伏の覺悟に御座候。乍爾政府其外へは、上海へ罷越候様御唱被下候様奉頼候。子簡(伊藤)歸關は、金策等有之、出掛候事に御座候。御直に御聞取、老兄にも御盡力奉頼候。老兄にも様子次第、歸艦之次手に、寸渡長崎迄御出浮被成候ては如何御座候哉。御相對之上、永久の謀を爲度御座候。木圭(木戸)先生は、今以馬關御滞在に御座候哉。別に書翰不差上候間、老兄より委細御傳達奉頼候。杉徳(杉徳輔)などへ御致聲奉頼候。政府へは一筆遣し申候。倫頓府よりの書翰御一見之上、政府御送金被下候様奉頼候。山崎を士官之禮を以て葬り候由、是は君上よりミニストル(公使)迄、御書面を以御一禮有之事と奉存候。藝州之情實は、如何に候哉。懸念罷在候。必戰なれば、國家盛興と奉存候。爰元にて幕の情實を窺候處、不堪笑止事に御座候。薩も餘程離間、是亦可喜之至に御座候。

高杉井上宛狀

長崎非幕黨策源地

此れにて如何に長崎が、非幕府黨の策源地であつたか、判知る、而して長人、薩人、土人が、交も此地に於て、英商及び英人との交渉を爲しつゝ、あつたことも推察せらるる。尙ほ長崎より馬關に歸りたる伊藤は、書を在山口の木戸及び井上に與へて、頻りに英公使との會見を、勸説してゐる。曰く

伊藤木戸井上英會見勸説

一 ミニストル論も、事機相迫候上は、急に相運置度事と奉存候。戰爭相開馬關警衛位は、英船を以爲致候策も可有之乎と奉存候。尤右之論被相行候上ならでは六ヶ敷候へ共、被行候上に候へば、戰爭を起し、後之助を得候事不少と奉存候。久保杯は、頻に急に被相行不申ては、後憂難測と之論に御座候。何分御英斷、今日之大急務と奉考候。

高杉小蒸汽船買入

と、四月十八日付にて、申送つた。されば伊藤等が、英國公使パークスと、藩主との會見を熱心慫通するは、管だに其の親交を結ぶのみでなく、具體的に長幕戰爭の爲めに、英國の力を假らんと欲したるや、前書を見れば明白だ。尙ほ高杉は長崎に在りて、藝州に於て、小笠原閣老が、四月二十一日を期して、四

支藩主、二老臣を廣島に召致の報に接し、開戦の機目睫に迫るものと認め、英商ガラバールと相諮り、獨斷もて小汽船オテントサマー一隻を購入し、それに搭じて馬關に還つたが、彼の豫想を裏切り、戦機未だ切迫せず、その爲め汽船購入に付ては、種々の物議を醸したが、藩主が別途會計たる撫育資金もて之を支拂ひ、後に之を第一丙寅丸と稱した。

高杉伊藤
英使と會
見

斯くてパークスの鹿兒島に赴く途次、六月上旬馬關に寄港するや、高杉、伊藤は艦に赴き會見し、公使は歸途、藩主と會見を約して去つたが、長崎より鹿兒島に抵るや、道を轉じて宇和島に赴き、遂ひに山口には來らなかつた。此れは長幕方さに開戦せんとしたるが爲めであつたらう。然も英の同情が、長に傾いたことは勿論であつた。

【九五】 長幕手切れの談判 (一)

開戦避け
難し

話頭前に回る幕と長との間には、戦機漸く迫つた(參照 七三)。幕府の代表者小笠原壹岐守は、吉川監物より、五月二十九日迄猶豫の願書に付、之を許可すると同時に、萬一右期限迄受書不差出節は、即ち御裁許違背に付、速に問罪の師御差向被成候と令し、而して六月五日を以て、諸手一同討入の期限と定めたことは、既記の通りだ(參照 七二)。然も幕府でも毛利氏が神妙に幕命に恭順す可しとは信せず、而して長藩でも士民一同、決死の覺悟もて、幕命を拒むの現状なれば、到底開戦は、避け得可きことでは無かつた。

幕府の命
令

五月二十五日、大阪城にては、征討諸軍に、左の命令を發した。

紀伊中納言殿、此度討手之面々爲御先鋒總督、先づ藝州表へ被出張候様被仰出、其節伯耆守事差添被差遣候旨被仰出、同人義明廿六日當地發足、廣島表へ罷越候、且又京極主膳正事、四國討手之面々へ、爲取締被差遣候。

と、伯耆守は老中松平宗秀だ。

長州嘆願書提出

一方長州側では五月二十三日林良輔、杉孫七郎、廣澤兵助等、四家の老臣及び副使と與に、岩國瑞松寺に會し、河北一の齋らし來れる、長藩老臣并に士民の嘆願書に、四家連署の嘆願書を添へ、四家の老臣をして、之を携へ廣島に赴かしめ、又別に佐伯太郎左衛門をして、長藩諸老臣より藝藩老臣に與ふるの書を致さしむるに決し、且つ將來の事をも打合せ、二十六日四家老臣等は、江波港に至り、嘆願書及び副具の演説書を藝藩に致し、佐伯亦た其の齋らす所の書を致して還つた如上の書は、其の趣旨に於ては、何れも殆んど同一である、今ま三支藩及び岩國の嘆願書を掲ぐれば左の如し。

三支藩岩國嘆願書

今般宗家御裁許之趣、私共より大膳父子興丸へ可申達との御旨、尙國內鎮撫筋盡力仕候様、名代之家老へ御達し被爲、在候處、全體宗家々老、宍戸備後助爲、其一途差出候得ば、此者へ社可被仰付之處、其議無御座、剩へ滞在被仰付、驚愕之至に奉存候、殊に國內切迫の情狀は、兼て申上置候通に付、右之次第柄傳承

仕、名代家老共之歸途をも遮り候故、暫高森驛滞在仕、僅に一先歸邑仕候仕合に御座候、就ては末家中申合度候得共、彼是隙取、期限餘日無御座候に付、不取肯監物(岩國城主吉川經實)より二十九日迄期限御猶豫相願置、鎮撫方之儀、精精談合取懸居内、願出之趣被遂御許容、難有仕合に奉存、別て申合盡力仕見候得共、從來於士民は、大膳父子、奉天旨竭臣分度、無他之心事に奮勵感激仕居、今般不容易御達書之趣有之由、追々傳聞仕、如何之御次第哉と、疑惑憂憤不一形、切迫之情、別紙の通り、嘆願申出、猶宗家々老共よりも末家中へ願出候筋、實に無餘儀情實に有之、加之宗家名代、宍戸備後助儀御預け相成候由傳承仕候に付ては、又候一層之悲憤を増し、殊更説諭鎮撫其方便に絶へ、何共不得止之次第、於私共も難黙止是非徹上不仕ては、不相叶奉存候、然るに前段の情態に罷居候を、只管台命服膺而已に心付、御威權を假り、無理に押付候節は、忽ち國內沸亂に立至り候は、必定に有之、私共支封之分として、内は宗家始め沸亂之勢を啓き、外は天下騷擾之端と成候ては、祖先之微功不被爲棄、御趣意にも相戻

り、何共不相濟儀にて、即國內鎮撫盡力仕候様との御趣意に相背、彌以奉恐入候儀奉存候。窮厄之心事御酌取被仰付、何卒天地廣大之御沙汰被仰出被下候様奉歎願候。右之次第に付ては、私共へ御達筋之儀も、于今兎角之御請申上候様難仕、奉恐入候。此段幕府向宜敷御執成被下度奉懇願候、以上。

五月二十五日

毛利 左京
毛利 淡路
毛利 讃岐
吉川 監物

言極辭嚴

此の如く言は婉であるが、意は頗る嚴、即ち事實に於ては、幕命を丸きり彈ね付けたるものだ。幕府でも固より豫期したることなれば、今更ら驚きもしなかつたであらうが、此の如くして最早日一日、開戦の期は切迫し來つた。

〔九六〕 長幕手切れの談判 (二)

長幕最後
對幕順序

長藩側では、豫じめ左の通り最後の對幕順序を定めた。

一 今般被差出候三通(長藩家老の歎願書、長防士民の歎願書、三支藩及び岩國の歎願書)御採用不相成書面及返却候節は、第二演說書差出、最早更に申立候儀無之段相答候事。

一 註釋論にても申來候はゞ、備後助(尖戸)一件旁、國情甚激迫致候に付、三通書面之外にては、決て鎮撫不相成候段相答候事。

一 諸藩より使節を以、種々和解論申來候ても、國情之儀は、舊來追々申立候通りにて、此度三通書面差出候處、右御採用無之ては、闔國士民決して承服不致段申斷候事。

一 再び御名代相招候事も有之候とも、假令罷出候ても、前日差出候三通書面之外、一切申立候事無之、右御採用不相成儀に候得ば、罷出候事不相成段申

切候事

幕府不採用通告

果然幕府側では不採用の令達をした。即ち二十九日(慶應二年五月)藝藩使者神尾尚太郎は、新港に來り、小笠原壹岐守の命を傳へ、二十六日、四家老臣より致せし三通の嘆願書及び十七日野村右仲、飯田四郎左衛門より致せし書を返還した。此に於て豫て議定したる通り、四家老臣は、最後の演説書を神尾に托し、佐伯太郎左衛門も亦た防長士民より藝藩老臣に致すの書を以て、之に托し、此れにて彌よ幕長の平和干係は、斷絶となつた。四家老臣の演説書は左の如し。

演説 覺

四家老臣演説覺

前日奉願候事件、幕府御採酌無之、貴藩に於ても御推撥不相叶ては、最早上下途絶し、天地恩竭き、仰て號ぶ所なく、俯て訴ること不能、閩國人民生を容る、所無之次第にて、斯く迄被仰付候は、聖天子賢將軍天下赤子を生息被爲成候御盛意、決て箇様之御事は無之儀、全く中間壅蔽之致す所と奉存候。是迄何卒天日を奉拜度、百方苦心仕るも、かく御拒絶に相成ては、最早哀訴の手段も盡

果候。乍併御取揚無之、國內一統奉承服候譯には相成兼候付、領内鎮靜仕候様にと被仰出候御主意にも不相叶候得共、不得止御達命之儀は、此儘相束置候心得に罷在候。此餘兵馬被差向候得ば、天下生靈塗炭に苦候は、勿論、折角將來御苦勞不相成候様にと被仰出候御主意にも、是亦不相叶、彼是不得止、參り掛に付、士民一統封境相守候形勢に立至候は、必然之儀に有之、主人共に於ても、取押へ候様にも難相成、無是非次第に御座候間、別紙三通、何卒安藝守様(藩主淺野茂長)御左右に御差置被成下、假令後來如何成行候共、哀訴之旨趣、深御亮察可被成下奉頼候。尙此後幕府御沙汰之次第も御座候は、國界上にて奉待候間、可然御取計之程奉仰冀候以上。

五月二十九日

毛利左京内

毛利 伊 織

毛利淡路内

福岡式部

毛利讃岐内

平野郷右衛門

吉川監物内

今田靱負

防長士民
差出書

同時に差出したる防長士民の書は左の如し。

一翰致拜啓候。然者弊藩之儀に付ては、昨年来別て御配慮被成下、御厚意致感銘候。然處弊藩御處置之儀、從朝廷は追々御寛大被仰出、猶兩國安穩と迄被仰出候處、終に幕府削封等之決議相成候由、是迄主君冤罪を雪ぎ度種々歎願申出候得共、御聞入無之、威力を以て御取詰相成、何共難及落著候。殊に主君爲名代被差置候老臣をば、銃隊被差向無故御拘留、尊藩へ御預相成候段、言語同斷之御處置、幕府之曲顯然昭著にて、三尺之童子も所知に御座候。且又前斷之通、銃隊被差向候事に付、於我々も、兵馬を以て應じ候は、素より臣子之分、當然之

理に有之、就ては堅く國境を鎖し、守禦之手筈に御座候得共、地形に因り無餘儀引退、或は進出候事も可有之候之處、たとひ御領内へ一步相進候共、掠略亂暴之儀は、互に堅く相戒候間、此段御含被下、御領民精々御鎮撫所希候、爲其如此御座候。恐惶謹言。

五月

長防士民中

松平安藝守様

御家老中様

此の如く長藩側からは、最後の書面を藝藩に致し、藝藩により其意を幕府に通せしめた。而して此れにて彌よ長幕の平和干係は、手切れとなつた。

長州の遷延策

却説長州は既に飽までも幕府の内兜を見透したり。朝廷が長州に憫憐の感情ある
第十五章 九六 長森手切れの談判(二)

を洞見したり。隆州其他の諸強藩は終に長州の良友たるべきを前知したり。幕兵の規律訓練なきや、大將と雖も恐るるに足らざるを看破したり。依て此際長州の利は、此上とも幕兵をして、未だ戦はざるに勞せしむるに在るを以て、専ら以て逸待勞の方略を執り、故さらに幕使に向て恐懼憂慮の狀を示し、些少にても辭柄あるに會へば、輒ち幕府をして開戦を遷延せしむるの手段とは成たりけり。是に依て五月廿日までの諸否の決答に付ては、禮を厚くし、辭を卑くして、廿九日までの猶豫を乞ひたるに、幕府は更に此實情を覺らずして是を許し、廿九日迄に請書を差出さざる節は、問罪の師を差向らるゝ間、彌々來月(六月)五日諸手一同に打入る様に致すべしと、口々對手の面々に達し、此場に臨みても猶未練にも、長州乞降の事あらん歟と望みたりしに、長州が斷然として幕命に答へず、從容座して征討の幕軍を待ちたるに至りて、幕閣の迷夢は此時初めて醒めたりしぞ氣の毒の至なる。(幕府衰亡論)

第十六章 幕軍大島郡に迫る

〔九七〕 問罪師進發の上奏

幕府戰備

長幕の談判は、愈よ手切となつた。此れと同時に、双方とも愈よ攻守の準備油断なく實行せられた。五月二十八日征長先鋒副總督松平伯耆守は、廣島に到着した。六月二日、小笠原壹岐守は、長防征討軍九州方面指揮として、屬員を隨へ、宇品港より、翔鶴、長崎の二艦を率ゐて、小倉に向つた。而して同月五日には、征長總督紀伊中納言茂承は、廣島に到着した。六月七日毛利氏幕命を拒絶するの報、京都に達した。是を以て一橋中納言、松平越中守は、參内して進討の狀を奏上した。今ま朝彦親王御日記を按ずるに、

進討奏上

六月四日辛卯、御前へ伺公……其後退出、予被召留也。防長手切に付、一會、桑伺公、言上之節、公武一和之處、以御沙汰書即日御達之儀被申上候、仍予言上、此儀

實に御決心不被爲在候はでは、御大事の事と申上。何れ戦争に相成候へば、種種諸方より言上、其節ふと御まよい被爲在候ては、誠に困者故、被回叡慮候様申上る處、決而御まよい等は不被爲在旨、急度御沙汰被爲有候事。

一會桑の
申請

此れにて見れば、豫じめ手切を覺悟し、其の場合に處する政策を確定す可く、一橋慶喜會、桑兩藩主等參内し、公武一和の御沙汰書御降下を申請し、而して朝彦親王にも亦た其の主旨を強調せられ、恐れながら至尊に對し奉りて、だめを押され、分明なる勅答を得られたものと察せらる。

飽迄朝命
奉承

要するに公武合體派では、征長の一擧を、幕長の私闘とせず、飽迄朝命を承けての討伐としたきが山々であり、仍つて上記の如く、運動したものであらう。同じく七日の項に曰く、

七日甲午、一同伺公、退出酉刻(午後六時)正三(正親町三條賣賣)不參候。尤一、桑伺公、會依所勞不參也。如例於小御所の下段、面會御すき聞被爲在、從中納言(一橋慶喜)大樹言上書關白(三條齊敬)へ差出廻覽、其後歸座、於御前御評議、御返答被

出候様、御治定言上書、且御沙汰書等別紙に有之候事。
とある。此れにて前記の七日一橋慶喜、松平定敬參内の要件が分明だ。尙ほ幕府よりの言上書は左の如し。

幕府言上
書

五月初日毛利大膳父子裁許申渡、與丸へ家督申付、且家政取締、領内鎮靜候様、毛利左京、毛利淡路、毛利讃岐、吉川監物等へ申渡、尙過激之及舉動候に付、家來共の内、重立候者、廣島へ呼出、其餘の者共も、夫夫處置可仕段、同月八日遂、奏聞候通りに御座候。右は何れも家老共の義に付、早々歸國、廿日迄に當人の請書可差出申渡候處、十八日に至り、吉川監物より使者を以て、大膳父子始申渡、御裁許の條々、奉命の義、闔國士民惑亂、名代の者歸邑掛け、不都合の義も有之、漸く其節罷歸り、旁道路懸隔の場所、急速三末家申合の都合も難出來、廿日間の期限差迫、如何にも手段難相成候間、當廿九日迄猶豫の義、嘆願仕、大膳父子奉命不行届、事實無餘義候間、申立之通り承届け、萬一右期限迄請書不差出候節は、速に問罪の師可差向旨をも達置候處、闔國士民疑惑憂憤、切迫の情狀、鎮撫

難届候間、此上尙寛大の御沙汰有之候様、三末家監物より申出、彼より歎願致候期限に至り、遂に受書不差出候。是迄國情の程推察の上、斟酌勘辨を盡候處、右始末に至り、朝命を遵奉不致、裁許違背候條、國家の大典不相立候間、無餘義問罪の師を差向け、梗命之者を征伐仕候。此段遂奏聞候。以上。

勅答

而して此の言上書に對しては、當初左の勅答があつた。光愛卿記に曰く、殿下(二條關白)以下、兩役有御前御評議。彼奏聞書付、只被聞食と計にては、不都合歟に被思召間、有御返答書。如左。

毛利大膳父子裁許之儀、先般經天聽其末申達候處、及違背候に付、問罪之師差向候旨、遂奏聞被聞食候。大樹には長々滯阪、此上模様に寄進發にも可及、大儀に被思食候。速追討之功、奉安宸襟候様、討手之諸藩へも可申聞之旨、御沙汰候事。

右一紙(大奉書中切也)廣橋大納言清書、自武傳渡、一橋中納言予(柳原光愛)此一紙不入事歟、却て諸藩有志可有誹謗歟、只被聞食と計可然歟。前件事件總觸可

致、殿下(二條關白)被傳仰、其體如左。

毛利大膳父子裁許之儀、大樹より先般經天聽候上申達候處、及違背候に付、問罪之師差向候旨、遂奏聞被聞食候事。

右明後日可普告旨、自當役殿下へ伺定候處、被伺叡慮御治定之事。

此の如く御沙汰書は、極めて無味無色、簡單なる後文に決定し、それが一般に布告せらるゝこととなつた。之を見ても朝廷には、尙ほ若干の異分子が存在してゐることが判知る。異分子とは公卿としては、岩倉友山を、武家としては、薩藩を背景とする一味の人々だ。

若干の異分子

〔九八〕 大島郡に於ける開戦

藝州先鋒
罷免

六月七日總督紀伊中納言茂承は、藝州の態度が寧ろ長州側に同情あるを察し其の先鋒を免じ、左の達書を與へた。

松平安藝守

藝州口一の先手被成御免候、依之國境間道、島々守衛の義は、兼て相達置候へ共、一際嚴重に相心得候様可被致候、尤松平近江守も附屬討手被成御免候。

井伊掃原
任命

近江守は、藝州淺野家の支族にして定府だ、而して更らに井伊掃部頭直憲、榊原式部大輔政敬に左の如く任命した。

井伊掃部頭

榊原式部大輔

此程相達候趣も有之候へ共、松平安藝守儀、藝州口一の先手被成御免候間、兩人申談事合可被申候、尤松平三河守、松平兵部大輔引續縁結候様相達候間、可被得其意候。

却説此れで愈よ公々然幕長の戦争となつた、而して其の開始は、實に六月七日

上關附近
砲撃

幕軍の上の關附近の砲撃であつた。

六月五日は、所謂幕軍打入の日限だ、同日幕府勘定格徒目附石坂武兵衛、徒目附瀧田正作は、藝藩士立野一郎と與に新港に來り、宣戰の幕令を傳へんとしたが、岩國より鹽谷鼎助出で、之に接し、反て大に詰問したから、石坂等は要領を得ずして去つた、而して六月七日朝幕艦一隻上の關の海上に來り、近傍陸地を砲撃し去り、大島郡に向ひ、安下庄、外入村、油宇村等の海濱を砲撃し、翌八日曉卯下刻(午前七時頃)二隻の汽船は、十隻の和船を引き、大島郡に來り、油宇村を砲撃した、此れは其の前夜松山領興居島を出帆したるもの、乃ち其の載せ來る松山兵約百五十人を上陸せしめ、轉じて安下庄に向ひ、沿岸の民家を砲撃する十數發にして去つた。

幕軍前島
集合

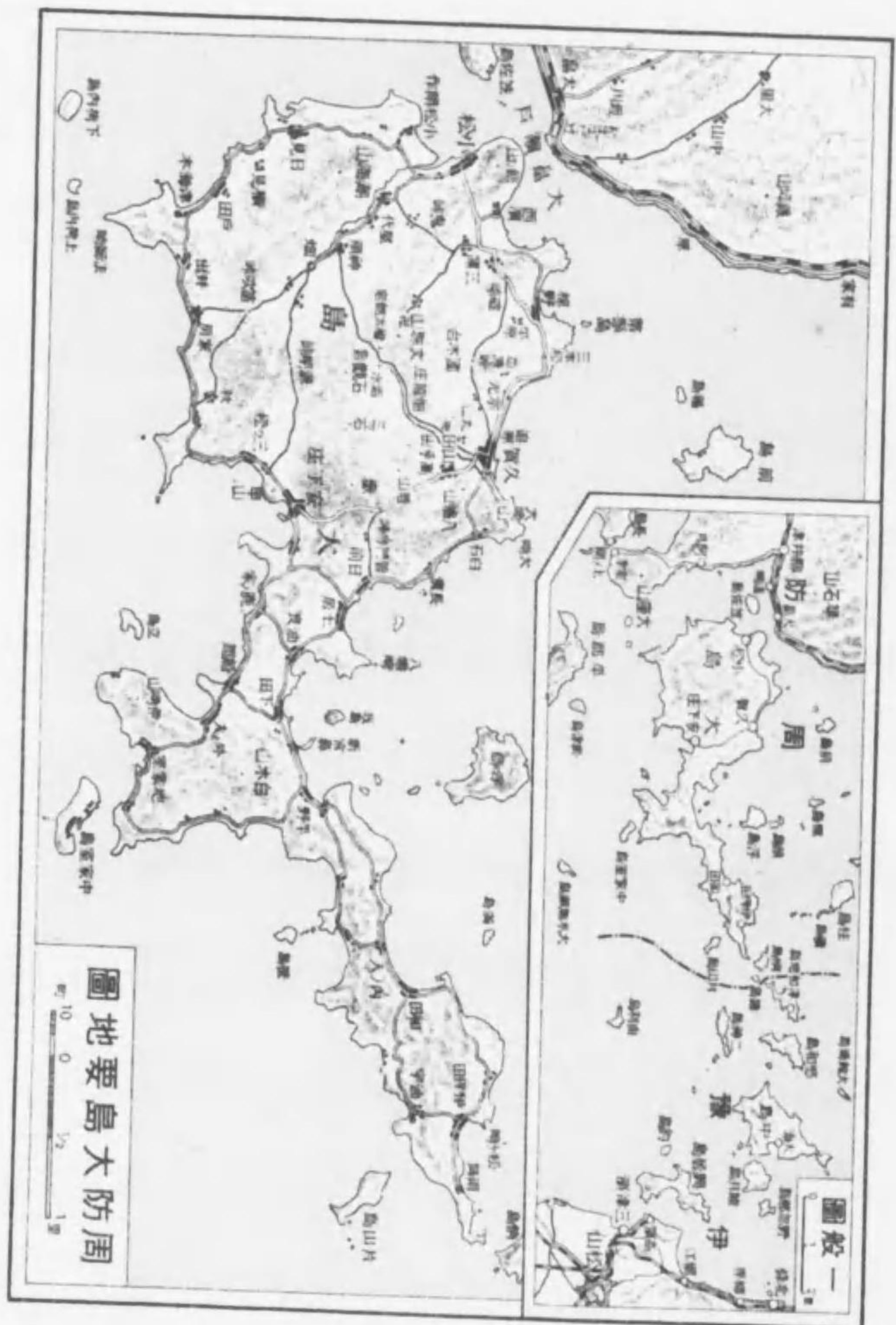
同日申刻(午後四時)富士山丸、翔鶴丸、八雲丸の汽船三隻、旭丸の帆船一隻は、和船四隻を引き、幕府旗下の陸兵——歩兵、砲兵——を載せ、嚴島より久賀村の海上に來り、富士山、翔鶴の二隻は沿岸を砲撃し、前島に碇泊し、一時其兵を上陸せし

村上河内
出陣

め、十日夕には汽船は更らに和船十餘隻を引き、後隊を載せ前島に來つた。此れより先村上河内は海岸守衛の農商兵を率ゐ、六日其の采邑屋代村を發し、日前村普門寺に陣し、八日代官齋藤市郎兵衛、監軍石川幹之助より安下庄の警を告げ援兵を促がしたから、直ちに一隊兵をして、馳せて之に赴かしめたるも、既に敵艦の去後であつた。

幕兵安下
庄砲撃

十一日巳刻(午前十時)前島に碇泊する翔鶴、旭日、八雲の三艦來りて、久賀村を砲撃し、尋で前日引き來れる兵、及び再昨日一時前島に上陸したる兵を上陸せしめた。土兵逆へ戦ふたが、衆寡敵せず、遂に敗走した。此れと同時に幕艦二隻、富士丸、大江丸は、安下庄に來つて砲撃し、津和地島より掩護し來れる松山兵を上陸せしめた。村上龜之助の兵出で、戦うたが、亦た利あらずして退き、源明峠に據つた。時に久賀村方面の戦方さに急、村上龜之助の兵、之を救はんと欲し、碇が峠に向ふたが、中途にて飯田彌七郎等の兵の久賀に赴くに遇ひ、共に進んで久賀堀口に到れば、久賀村既に敗れ、代官齋藤市郎兵衛、監軍石川幹之助等、退きて



大島郡兵
退却

此に在り、相議して以爲らく、寡兵到底島地を守るに勝へず、一先づ屋代に退き機を見て海を渡り、遠崎に退き、再舉を謀らんに若かずと、乃ち屋代に退いた。同日村上河内は、安下庄の砲聲を聞き、直ちに兵を出して之に赴く。敵兵海濱に在り、新に勝ちて備を設けず、仍て二小隊を放て之を衝く。敵倉皇船上る。村上亦た兵を收む。既にして齋藤、石川等退守に決すと聞き、退て屋代に還り、同夜大島郡全島の兵、皆海を越え、遠崎に退いた。

山口政應
増援

將た又た山口政應では、警報を聞き、十日夜急に第二奇兵隊、浩武隊の二隊を派して大島郡に赴き援けしめ、同日又た丙寅丸に命じ、大島近海に赴き、臨機其事に當らしめた。

要するに最初の大島郡に於ける戦闘では、勝利は全く幕軍にあつた。然も此れは長藩の不覺では無かつた。豫て覺悟の前であつた。

【九九】 大島郡に於ける彼我の勝敗

幕軍防長
人民布令

幕軍は大島郡の攻撃に、第一著の勝利を得た。而して總督徳川茂承は、左の如く防長人民に向つて、觸示をした。

此度打手の人數被差向候は、大膳父子兼て申立の通り、相愼居候由の處、惡人邪魔を致し、公義の御裁許を違背し、却て大膳父子の罪を重ねんと謀候故、此惡人共を誅戮する事なれば、國の爲を思ひ、相愼み居候者は、一切御構無之候事。

- 一 一旦惡人に組すと雖も、先非を悔ひ、降參する者は、其罪を許すべし、並に隠し居候惡人訴出候に於ては、御褒美被下候事。
- 一 百姓町人等は、一切御構無之候間、安穩に産業を營み、平生の通り、可心得候事。

但し軍の場所は、老人子供怪我致さぬ處へ、しばし立退せ可置事。

外船布達

右之趣周防、長門兩國の人民末々に至る迄、厚可心得者也。而して當時馬關に碇泊中の外國船舶に對しては、左の如く布達した。長門賊以逆大君之命、令日本邦内之兵征之。期在近聞貴國船舶于下關。下關當戰鬪之地、宜速避之。我政府固不許砲擊無辜船舶。敢告。

日本軍務局

長藩の國
境榜示

而して長藩側でも、左の如く國境に榜示した。長防兩國の大守、萩宰相殿、守神國之控、守護一天君、欲攘濟犬羊外夷、清皇國。若欲拒之、向戰馬者、縱令雖幕府之士、不令得一生而還者也。

毛利 駿 河 守 毛利 筑 前 守
 宍 戸 豐 前 守

大島一戰
は除外例

抑も大島郡の第一戰に、幕軍が勝つたのは、正しく除外例だ。實を云へば長藩では此の方面を、殆んど敵に委したのだ。されば其の敗報の如きも、長藩に取りては、何等驚くを要しなかつた。云はゞ當初から覺悟の前であつた。

大島度外
視

四境防備の計畫に於て、大村益次郎は、大島を度外に措き、以爲らく、嚴に大島を守らんとして、多數の精兵を費すは、大計の得るものにあらず。若し敵の來襲に遇はゞ、之れを棄るの覺悟を以て精兵は之れを陸地に散布し置くに如かずと、唯全く防禦の備なきは、大島人の服せざる所なるを以て、諸村上の水兵、僧兵、地方の農商兵を以て、之れに充て、緩急援兵を出す可きの意を示せりと云ふ。代官齋藤市郎兵衛の譴責命令中に、兼て宰判中、居合之士兵を集め、一致致盡力、要地を見立堅固に持堪居候はゞ、敵兵之模様に寄り、應援之兵をも可被差向段、御沙汰之旨も有之候處、最前苦戦にも不立至中、輕易に内地へ引揚候云々とあるを以て、見るべし。〔防長回天史〕

此の如く、兎も角も此の方面は、士兵もてあひしらひ、その中に援兵を送るつもりであつたのだ。

大村の戦
略

慶應二年六月七日、伊豫松山藩の兵、大島郡安下の庄を襲ふ。大洲鐵然早駕籠にて山口に來報した。藩議大兵を差向くるに決した。偶々先生〔大村益次郎〕政

事堂に至る、諸有司告ぐるに、其事を以てした。先生曰く、予の意見は反對だ。例へば梅毒患者にしても、横根疔瘡の發生すれば癒るも、病身が惣身に滿つときは、骨うつきとなりて、大治療を施すに非らざれば不可。今や防長二國は其の時期だ。依て大に薬州口、豊州口に切て出づ可きだ。大島郡の如きは、農兵位にてあしらい置て然る可し、各所の軍勝利なれば、敵は自から引退せんのみだ。是に於て皆先生の説に同じ、急に騎馬隊をもて、諸口に令を傳へ、戦を促がさしめた。後果して皆先生の議の如し。〔天野御民談話〕

尙ほ大島郡も亦た幾許もなく、之を恢復した。而して其の恢復には、高杉晋作の海上に於ける冒險的戰略が、頗る其圖に中つた。

1100 丙寅丸の快戦

大島郡奪還方策

大島郡を幕軍の手より奪ひ返すに就ては、海陸双方の協力による。陸には第二奇兵、浩武の二隊、海には丙寅丸。此れは高杉晋作が曾て獨斷もて購うたるオテントサマ丸だ。而して高杉の下には、山田市之允、田中顯助等があつた。第二奇兵隊軍監林半七(伯魯林女寺)等遠崎に在り、十二日海を渡り、大島郡に赴かんとした。會々高杉晋作丙寅丸にて上の關に至るの報を得たから、林は直ちに輕舸に乗じ、室津に至り、高杉と相見た。高杉の申すには、眇乎たる丙寅の小艦、到底幕府の堅艦と相敵し難く、且つ小倉方面に急須がある。けれども一たび幕人の膽を破るの舉に出で、而して後事を卿等に托するであらう。願くは少しく進軍を猶豫せよと、仍て六月十四日、藩祖洞春公忌辰を約して、兵を進むることとした。

高杉の急襲

此の方面は、第二奇兵隊と浩武隊が主力でありまして、其の指圖は第二奇兵隊の軍監林半七、世良修藏、浩武隊の總督小笠原彌右衛門等が致しました。是等の諸兵は十二日に海峡を渡つて、大島に進むと云ふ評議でありましたが、其の内に高杉晋作が、自分で買つた丙寅丸に乗つて、上の關まで來て、此の手

の長官を呼びましたので、林半七が往つて見ると、高杉は何んでも幕兵の肝玉を奪つてやらうと思ふから、其上で陸兵を渡した方が宜いと言ふもので、すから、林はそれならば、十四日が洞春公の御命日だから、此の吉日を撰んで兵を渡すから、其の間に貴方の策をやつて呉れと云ふて歸りました。それで高杉は十二日に丙寅丸に乗つて遠崎に來り、其の晩に山蔭から、そつと船を進めて、久賀の沖に碇泊して居る四艘の軍艦の間へ、小さな船を乗込んで、縦横無盡に撃ち出した。向ふは呑氣にも火を消して居たので、大に驚き、やれ敵が來たと言ふて、遽に石炭を焚き出したが、そう早く蒸氣が出来るものでないから、間に合はぬ。高杉はそれを無暗に撃つて、急に引返して仕舞つた。それで陸上の敵兵も、海の方から進撃して來たといふので、大變驚いた相です。

此の如く高杉の策略は、正しく的中して、大いに敵兵の肝を破つた。そこで十四日の夜中、兵を渡して、小松開作と云ふ所に上陸すると、松山兵が二人巡廻の爲め來て居たのを捕まへ、其の一人を斬つて軍中に徇へ、十六日

大島郡奪還

に先づ安下庄の敵を撃ち走らし、十七日に久賀へ進撃して、遂に大島郡を取り還へしました。此の時の戦でも、我兵は先づ高い處を占領して、撃ち下したもので、安下庄へ撃ち卸すときには、山の上には霧があつて見えませんが、向ふの方は晴れて能く見えるので、暗闇から明るみに鐵砲を向けて撃ち出すやうなもので、餘程利方であつた相です。

尙ほ高杉の丙寅丸一擧に就ては、後年山田顯義が、斯く記してゐる。

高杉奮戦の狀

君曾て丙寅艦に乗じて東軍を大島郡に襲撃す。青山(田中光顯)及余(山田顯義)各一砲一門を掌り、之が指揮を爲す。君は艦首に立ち眼を瞋らして叱咤し、敵艦排列の間に募入し、縦横馳突、回轉意の如し。傍に人無き者の如し。其の威風英氣凛々として今猶ほ目に在り。

と、如何にも其通りであつたらう。當時高杉は一日速に開戦すれば、一日の利ありとの意見であつた。宍戸備後助、小田村素太郎等が、幕府に拘囚せらるる以前、

高杉の勇氣

御小姓河北一は、藩主の命を奉じて廣島に赴き、宍戸等を見舞うた。

それで小笠原老中が宍戸を捕へて、網乗物に乗せて拘引した時、此の河北等は秘密の書類杯を脊中の衣服の内へ隠して引揚げました。歸路岩國に立寄つて監物公へ宍戸拘囚の事を申上げると、監物公は大膳様の御代理に繩を掛けたな、それでは幕府に對する信義は、最早斷絶であると言はれた相です。それが山口に歸つて、御父子に謁見して、委細を申上げると、最早開戦である。就ては長府、清末の二末家へ、此の事を達しなければならぬと云ふので、河北一が其命を受けて、山口を立つて早駕籠で行き掛けると、跡なる政府の首座に居る山田宇右衛門と云ふ老人が、追駈けて來て曰く、長府様、清末様へ申上げるのは、成る丈け漏れぬ様にして呉れ。マダ向ふから手出をせぬから、此の方から開戦はせぬ積りであるが、高杉が馬關に居る。彼奴が此事を聞くと、張り切つた馬同様であつて、直ぐに飛び出すかも知れぬと申しました。けれども河北が長府へ往くと、何時の間にか、高杉が知つて、直ぐに丙寅丸に飛び乗

つて駈け出しました〔忠正公勤王事蹟〕

此の如くして丙寅丸は小ではあつたが、敵の不意に乗じて、見事な快戦を試み、大いに我が士氣を振作した。

第十七章 四境戦機迫る

【一〇一】 幕長勝敗の概論 (一)

各方面開戦

長藩側で四境戦争と稱するも、其實は三方口だ。一は藝州方面、二は石州方面、三は小倉方面だ。乃ち大島郡なる島に於ける攻守は既記の通りだ〔參照 九八一—〇〇〕。而して大島に於ては六月七日、藝州方面は小瀬川口十四日、淺原口は二十日、石州方面は十六日、小倉方面は十七日、殆んど各方面とも同時に開戦した。

幕軍戦意なし

兵力の多少を以て論ずれば、長藩は固より幕軍の敵ではない。されど概して云へば幕軍には本來戦意無く、此方では必死の覺悟をしてゐる。乃ち士氣の點では、とても同日の論では無かつた。

長兵戦に馴る

且つ長藩では屢ば實戦の經驗を積みたるもの、或は外人と戦ひ、或は俗論黨と戦ひ、或は薩、會の兵と戦ふたるもの、従つて西洋の戦法を應用し、其の武器の如

幕軍舊戦
法守

きも、専ら砲銃を以てした、而して其の武装も亦た輕快簡捷を主として、何れも戦場の馳驅に便宜を旨とした。然るに幕軍に於ては、概ね關ヶ原以來の戦法を株守し、刀槍を携へ、甲冑を著け、法螺貝を吹き、殆んど實戦の經驗なき生兵が多かつた。乃ち藝州方面の先鋒、井伊、榊原の如き、石州方面の先鋒、福山、濱田兩藩の兵の如き、尤も其の通りであつた。例へば益田の戦に幕府軍監三枝刑部が、悠然胡床に據りて、首級の獲得を、祕帳に記入したと云ふが如き古風の所作もて、萬事を推す可しだ。

藝州口幕
兵の強き
理由

但だ藝州方面に於て、幕軍が石州方面よりも、聊か強かつたのは、藝州口には、専ら幕軍の主力を集め、且つ紀藩新宮の水野氏手下の兵は、曾て久しく洋式銃陣を講習したるものにして、井伊、榊原の敗退後、進んで其衝に當り、且つ幕府の洋式組織の歩兵が、之に参加したるが爲めであつた。而して亦た海上には、幕府の洋式軍艦を排置して、長州の側面を射撃せしめたることに因る。

小倉兵善
戦

又た小倉方面の幕軍の、藝州方面に比して更らに差々強かりしは、小倉兵が善

長藩勝利
の要素

く戦ひ、赤坂、大谷越の戦の如きは、肥後の大兵が來り援けたる爲めだ。而して小倉落城後も、小倉兵は、獨力もて能く天嶮に據り、死力を盡して相争ひ、其の兵中には、曾て洋式組織に依るものあるのみでなく、小倉落城後は殆んど長藩の兵と異ならざる戦法を用ひて、善く戦ふたからだ。

然も如何に幕軍が強かつたにせよ、弱かつたにせよ、防長二國を擧げて一團となし、其の閩國の力を合せて、極天終地、一步も敵兵を、我が境内に踏み入れしめないとの意氣込と、而して一切の戦術ばかりでなく、其の策戦計畫が宜しきを得たるは、長兵をして最後の勝利者たらしむるには餘りあつた。而して此の如き勝味を、長藩に與へたる唯一と云はざるも、最大の要素は、實に大村益次郎其人の力と云はねばならぬ。

大村の出
身

大村は文政七年三月十日、周防國吉敷郡鑄錢司村に生る。彼は吉田松陰より六歳の長者、木戸孝允より九歳の長者、高杉晋作より十五歳の長者であれば、年齢に於て先づ先輩だ。然も其家は醫業にして、固より門地の高低などは論外だ。彼

は九州に赴き廣瀬淡窓の塾に學び、大阪に於て緒方洪庵の塾に學び、長崎に遊
び、再び緒方塾に學び、歸郷三年、嘉永六年九月、三十歳にして宇和島藩主に聘せ
られ、同地に赴き、軍用設備及び兵書翻譯の業に従ひ、安政三年三十三歳にして
江戸に赴き、自から學塾を番町に開らき、同時に幕府の蕃書調所の教授となつ
た。翌年には講武所の教授となり、且つ又た蘭書講義、翻譯に従事した。萬延元年
四月、長藩雇士となり、漸く彼と本藩との干係が出で來つた。而して同時に米國
醫師平文に就て、英書を學習した。

【1011】 幕長勝敗の概論 (二)

大村の出
府と歸國

文久元年には、大村益次郎は、藩命によりて歸國し、防禦事務の爲めに、馬關御手
當場所に赴いたが、やがて又た江戸に赴き、文久二年には、麻布長藩邸の一隅に、

家祿百石
を賜はる

再び塾を開き、徒を集め、學業を授けた。文久三年、彼が四十歳の時、江戸の塾舎を
閉鎖して歸國し、専ら長藩の軍事に執掌した。即ち御手當御用掛より、三田尻砲
臺場所見合を命せられ、又た裝條銃打方陣法等規則取調を命せられた。

元治元年には、兵學校教授を命せられ、更らに小郡宰判砲臺築立場所見合を經
て、鐵嶺御用取調方を命せられ、御政務御用を拜命し、漸次重用せられ來つた。慶
應元年には、汽船賣却の爲めに上海に赴き、尋で家祿百石を賜ひ、大組に列せら
れ、其の十二月二十二日には、從來の村田藏六を改め、藩命によりて、始めて大村
益次郎と稱することとなつた。

大村の人
望

元來先生の事に付ては、前から青木周弼、山田宇右衛門、その他の人々が、先生
を實に珍らしい男であると見込んで來られたのであります。現に木戸即
ち桂小五郎と云ふ人も、非常に先生のことを信頼し、又高杉であるとか、前原
であるとか云ふやうな人も、非常に此先生のことを賞讃して居られたので
あります。是は四境の戦争前から、學生その外、その講釋を聞いた人は、先生の

事を固より能く知つて居つたが、關係以外の一般の人は、四境戦争の後に、初めて先生の實力あると云ふことを知つたと云ふやうな譯でありました。勝海舟の如きも、長州軍に村田藏六が出て來ては、連も叶はぬと云ふやうなことを云つたり、前原一誠の如きも、吾をして大村先生の兵法を用ひしめば、如何なる大軍が來ても、負けることはないと云ふことを云ふたりしたのは、全く先生の技能に感服したからのことです。(大村益次郎先生事蹟)

一藩之神

要するに大村益次郎は、長藩に取りては、軍神とも云ふ可き一人であつた。固より長藩には蚤に實戰に従事し、好將軍も亦少くなかつた。高杉晋作、山縣狂輔などは、其の尤なるものであつた。然も所謂一人にして、隱然一敵國の看を做さしむるものは、實に大村益次郎其人であつた。

作戰計畫の妙計畫

此四境戦争の起りませぬ前に、塾の學生が、若し小郡方面から山口に向つて、敵兵が這入つて來るやうなことがあつたら、どうなりませうかと、思ふことを先生に尋ねた。所が塾生にそれは斯う云ふ工合だと、一枚の書付を認めて、

軍政戰略
兼備三者

座談の間に、防禦點線の守衛防戰の大略と云ふものを書いて示されたことがあります。其の書付が後に或人の手に残りましたので、之を今日の有力な先輩の軍人に見せた處が、成程どうも感心である。今日でも是れ丈けの考を備へて居れば充分に戰は出來ると云ふて居つた位であります。さう云ふ工合に、明確な思想が、たやすく湧いて出るやうな名人でありました。(同上)

一步も敵
兵を入れ

彼は一方に於ては、參謀總長であり、他方に於ては陸軍大臣であり、而して更らに實戰の總帥たることも出來る。云はゞ一人にて優に軍政、戰略、戰鬪の三者を兼有する偉材であつた。彼が如き人物が、毛利家の世臣でもなき、田舎醫師の子として出で來りたるは、如何にも一種の驚異と云はねばならぬ。

りに計畫を立てたのでありますから、一步も國內に、敵兵の足を入れさせずに打拂つたのであります。就中石州方面に付ての戦は、先生(大村益次郎)が總軍の參謀で、受持たれたのであります。丁度慶應二年の六月でございます。

(同上)

固より長藩の勝利に就ては、二州一致、藩祖元就の所謂る百萬一心決死の覺悟に、其の最大原因を措かねばならぬが、此間に一個の大村益次郎を見出したるは、如何に大なる強味であつたか、恐らくは測り知る可からざるものがあらう。

【103】 藝州口開戦の序幕 (一)

藝州口守
備軍兵

先づ藝州口の戦争を敍せんに、藝州口には海岸線と、山間線との二路がある。前者を小瀬川口と稱し、後者を淺原口と云ふ。前者は本道にて、主力は専ら此に向

ふた。後者は先づ間道とも云ふ可きもの、紆餘曲折してゐる。別働隊が之に向うた。小瀬川口の主力は、遊撃軍にて、大隊編制の中隊若干及び岩國兵之に参加し、其の總督は毛利幾之進にして、河瀬安四郎之を輔佐した。當初は吉川監物自から總督の位地に在つたが、やがて毛利幾之進が、總指揮官に任せられ、河瀬がその參謀となつた。後には御楯隊亦た參加し、其の總督太田市之進(御堀耕助)河瀬と共に參謀となつた。

應戰理由
開陳

六月十三日夜幕軍の先鋒井伊、榊原の兵は、大竹村に進み、井伊の隊將貫名筑後の一隊は、苦の坂に備へ、防長の境内に入らんとした。夜半大竹の敵兵、和木村を砲撃する數回、此に於て長軍では先づ書を藝藩主及び在廣島の幕府閣老に致し、應戰の止む可からざる所以を開陳した。

藝州侯宛
狀

藝州侯閣下、多年爲弊國深重御盡力被下、一統奉感銘候處、國情遂に鬱塞、今日に差迫候、勢固より御熟知の御事にて、斯まで慘刻を被極候は、實に矯誣に出候事顯然に奉存候處、近日に至り、屢瀬海地方を砲撃、小民を侵劫せられ、絶て

堂々進戰之姿も無之、彌以矯誣之跡、彰々明著に付、臣子之分、名義不可廢、社稷不可辱、惟死後已のみに御座候間、御藩を奉騷擾候段は、奉恐入候得共、不得已幕下御役々之轅門を犯し、名代始其他御處置振之故を問ひ、且拘留を迎へ取候心得に御座候、決して御隣交を忘失仕候心事、誓て無之候、伏て御亮察奉希候、恐惶謹上、

六 月

長防士民中

元來藝藩は長藩に對して、尤も好意を致したるもの、今更ら藝藩の境を犯し、其の領内に進入するは、長藩とても、決して自から欲する所ではない。然も幕軍が來攻するに際しては、應戰せねばならず、應戰するには、敵を一步たりとも、我が領内に入るゝを欲しないことは當然だ。前文に名代とあるは、宍戸備後助のことだ。宍戸及び小田村素太郎は、今や幕命によりて、藝藩に拘禁せられつゝ、あれば、上記の如く陳述したものであらう。又た在廣島の閣老に當てたる一書に曰

幕閣老宛

幕府在藝閣老閣下、名を正し義を明にするは、朝廷幕府之下を被爲率候大綱にして、難に赴き、國に殉ずるは、臣子之上に奉ずる之定分に有之、今荆榛途に塞り、下情彌不伸、主人父子名代、宍戸備後助儀は、無故に御兵力を以て御拘執に相成、藝藩を以て、國情連々哀訴仕候得共、斷て御拒絶問罪之師被差向候由之御事、更に其名を正し、其義を明にせられ候御次第も無之、枉て罪を人に被問候は、實に朝廷幕府下を被爲率候御儀とは、不奉存候處、近日瀬海地方を砲擊掠劫せられ、曾て堂々出師之御處置無之に至ては、彌以て一時矯誣者之手に出候儀疑無之、最早臣子之分、名義不可廢、社稷不可辱に付、威嚴を犯し、轅門に進み、名代始御處置之次第相伺、猶御拘留を請ひ受候心得に罷在候、此餘不得命候得ば、鞭弭を執て、馳驅仕候も、敢て所不辭に御座候、以上、

六 月

長防士民中

本書に瀬海地方を砲撃掠劫とあるは、七日以來大島郡に於ける砲撃及び即今前記の大竹の幕兵が、和木村を砲撃したる事實に就て云うたものであらう、何れにしても幕軍が正々堂々、其の理由を明白にせずして、草賊の忍び入りたるが如き態度は、甚だ以て心得難き次第であると云ふことだ。

〔一〇四〕 藝州口開戦の序幕 (二)

長藩井伊
編原宛狀

長藩では又た幕軍の先鋒、井伊、榊原の兩大名に對し、左の書面を送つた。

幕府先鋒諸公閣下に白す、堅きを摧き、銳きを挫き、全軍を鼓舞せられ候は、閣下方當今之御事務、勿論に御座候處、凡勢之順逆、事之正否を被辨、幕府の御威信を四方に被布候事、柱石の御任と奉存候。
先づ一擲を與ふ。

最近事實
の陳辯

抑主人父子、先年來勅諭台論之重きを荷ひ、専ら藩屏之任と相心得、力を尊攘に盡し、厚き御褒詔被下賜候處、一旦要路茅塞、上天光を蔽ひ、下將軍家御直諭を障碍し、種々前日と御齟齬之御沙汰而已有之、弊國之冤枉、連年相湊ひ、遂に小笠原壹岐守殿始御下向と申事に相成候に付、主人父子名代として、宍戸備後助罷出候所、却て御達書は末家名代へ被相渡、剩へ兵力を以て、名代家老を御拘執に相成、殊に御達振に至ては、削封、廢立被仰出候由。

最近の事實に付て、逐一陳辯す。

曲彼に在
り

實に慘刻を被極候御事に付、士民驚惑不_レ大形、連々嘆願仕候得共、都て御拒絶、御軍勢被差向候哉之處、近日に至り、頻に沿海地方を砲撃し、小民を凌劫せられ、曾て順逆を明にし、正否を糺され候御次第も無之に付ては、彌以眞之天旨台意に不出事明確に付。

以上著々曲は我にあらずして、彼に在る所以を叙説す。

退去要求

此餘は御出先御役々方之轅門を犯し、名代始其他御處置振之次第を問ひ、且

拘留を請ひ受候心得に罷在候、就ては閣下方、道路御杜絶被下候ては、不得已の形勢を生じ、閣下方順逆を明にし、正否を糺し、幕府御威信を四方に被布候御筋合に關涉可仕儀に付、暫御軍勢御引揚被下、速に轅門に進み、是非曲直辨明仕候事を得候様被成下度、敢て弊國之爲に、不顧候間、幕府之爲、御熟圖之程、不堪至願候、謹言。

六 月

長防士民中

長藩氣質
と薩藩氣質

言葉は婉約であるが、幕軍の先鋒に向つて退去を命じたるものだ、惟ふに長藩氣質と、薩藩氣質とは、凡有る點に於て、對蹠的である、薩は實行を先にして、言論之に次ぎ、長は言論を先にして、實行之に次ぐ、薩人も未だ必らずしも無軌道ではない、長人も未だ必らずしも理窟屋とは限らない、されど之を概観すれば、薩人は理窟は兎も角も、先づ實行と出掛くる癖があり、長人は理窟を抜にしては、一寸手が出せない場合が少くない、若し長人にして、理窟のみに汲汲たらば、議

論に日が暮るゝの虞れあるが、長人は能く理窟を云ふが、同時に能く動く、即ち能く言ふもの、未だ必らずしも能く行はず、能く行ふ者、必らずしも能く言はずとは、一種の定説の様であるが、長人に限りて能く言ひ、能く行ふの資質を持つてゐる、此れが長人の維新回天の事業に於て、大なる働らきを做し得たる所以であらう。

長人の特
徴

更らに一步を進めて觀察すれば、理窟を云ふ點に於ては、肥後人も長州人と殆んど譲らない、否な恐らくは議論の精細、縝密に至りては、肥後人の方が、一層超越してゐたかも知れない、然も肥後の議論倒れの癖は、前に吉田松陰の指摘する所となり、後に清川八郎の痛罵する所となつた、而して不幸にして此れが慶應の末明治の起頭に於て、尤も著明となつた、之に反して長は能く言ひ、能く動き、能く論じ、能く行つた、此處に大なる長人の長所があると云はねばならぬ、但だ時としては、長人は分りきつたる理窟を、仰山さうに饒舌る癖がある、然も此の理窟癖が、薩人に對して、却て大なる勝目となり、強味となつた事は、維新後に

於て尤も著明であつた。

【一〇五】 藝州口開戦の序幕 (三)

長藩進軍
理由公示

長藩は更らに沿道の人民に向つて、其の進軍の理由を左の如く公示した。
嘉永度以來、幕府之御政事振に付、人心不服を生じ、度々禍變も有之、主人父子
(毛利敬親、同廣封) 皇國之御爲め、深く被致憂慮候處、朝廷之御旨、幕府之御沙汰
被爲、在、感銘奉順し、東西奔走、心力を被盡候、其後勅使御下向、攘夷御褒賞被爲
在、二州一統感激罷在候折柄、如何之筋哉、京師御守衛被差除、上京御差停に相
成、臣子として不堪憤懣、多人數脱走、京師罷出、數度歎願申上候得共、下情不徹
上、益憤激之餘、終に不容易變に立至候。
以上は文久三年以來の事を云ふ。

禁門變以
來の事情

主人父子不被存事とは乍申、於九門内砲戦に及び、奉驚宸聽候段、奉恐入、謹慎
罷居、三老臣を以奉謝候處、尾張總督御陣拂に相成、平常之御沙汰可有之と、一
統相待候處、却て御進發、御再討杯、諸藩へ御觸達相成、如何之筋哉と、疑惑罷在
候處、無間末家方大阪御呼登と相成、又御模様相替り、監察方天幕之御耳目と
して、廣島御下向、御糺問と申事に付、家老宍戸備後助、木梨彦右衛門より、主人
父子之冤罪且國情等委細及辨解落意承知との御事に付、最早決して平常之
御沙汰可有之と安堵罷在候處。

削封廢立
不條理

以上は元治甲子禁門の變以來の事件及び事情を説叙す。
又々小笠原壹岐守殿廣島御下向相成、御裁許之旨と候て、如何之御筋哉、主人
父子名代之家老、宍戸備後助被差置、末家名代家老中へ御達し相成、加之削封、
廢立等不條理之御達振も有之候由。

大島郡砲
隊

此れは例の削封、廢立の一件に付き、不條理を告白したものの。
剩主人父子名代家老をば、幕府御役々軍装にて、銃隊をも被差向、御不審之趣

有之との事にて、囚人之御取扱に相成、且二州士民疑惑難解、歎願申出候得ば、或は征伐、或は問罪師、被差向候杯、兵力を以て被押詰遂に本月（慶應二年六月）八日以來、國內へ亂入恫擊に及び、無辜之民を殺し、人家を焚掠し、米穀を盜賊し、益不條理之次第、難得其意。

以上は概ね六月八日、大島郡砲撃の一件を、敷張して、斯く叙説したるものであらう。

是れ決て聖天子、賢將軍之御旨意に不被爲、在、姦吏上を要し、命を矯るに疑無之候。

此の如く判断を下だす。

臣子の分
爲を盡さん

武門之習ひ、不得止二州一致申合せ、兵馬を以て相應じ、且廣島表拘留之名代家老を迎へ取り、並無故に名代之家老を拘留する故を問ひ、臣子之分を盡し候事に有之候。

惟ふに宍戸備後助、小田村素太郎を拘禁したる一事は、幕府に取りては、一得な

くして、百損ありだ、單に此の一件を辭柄として、長藩側ではくり返し、まき返し、其の不當を鳴らし、其の不正を咎め、宛も此の事を以て、挑戦の一大口實と做すに至つた。

對藩關係

隣藩に對し、決て異心無之、殊に當御藩（藝藩を斥す）之儀は、隣國之交誼而已ならず、往古重き御由緒有之事にして、掠略亂妨等堅く相禁じ候條、村々在々安堵して、各々其職業を可相勤候事。

長の藝に於ける、全く輔車唇齒の干係があつた、されば其の藝州口に攻め入るも、決して其の相手は藝藩でなく、單に幕軍であつた、之を小倉口や石州口に比較すれば、全然其趣きを殊にした、特に小倉の如きは、小倉其物が、長人に取りては敵であつた、然るに藝州に於ては、本文にもある通り、長藩でも全く友隣視してゐた、されば幕府で藝藩を先鋒より遷して、單に第一線より退かしめたるばかりでなく、空しく守備方面に追ひ遣りたるも、此の事情を熟知したるが爲めであつたらう、四境戦争に就ては、姑らく次篇の題目とする。

近世日本國民史

四四八

昭和十年十一月初一午前八時前十分、山王艸堂秋陽窓を射る處に於て

蘇峰七十三叟

近世日本國民史 幕府薩長對立篇 終

欠

欠

島津三郎

久光に同じ。【七】
雄藩、文政天保時代、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、

島津久光

櫻田事變、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、筑波山一舉の始末、長州征伐、幕長交戦、幕府瓦解期に入る篇掲出。【五、一一、一二、一八】

ス

杉孫七郎

杉德輔に同じ。文久元治の時局、筑波山一舉の始末、内外交渉、長州征伐、幕長交戦篇掲出。【四八、六七、九五】

セ

世良修藏

毛利氏老臣浦氏の臣、名は砥徳、周陽と號す。天保六年周防大島郡椋野に生る。明治元年奥羽征討に當り鎮撫使下參謀となり出征し、旅館に於て仙臺藩兵に襲はれ捕に就き斬らる。年三十四。【五九】

【夕行】

夕

高杉晋作

安政大獄後、文久大勢一變上下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、内外交渉、長州征伐、幕長交戦、幕府瓦解期に入る篇掲出。【四一、四二、六五、六八、一〇〇、一〇一】
名は光顯。土佐の人。天保十四年閏九月生る。慶應三年鷲尾侍從に従ひ、内勅を以て兵を高野山に擧げ功あ

田中顯助

り。維新の後大藏省に出仕し、丁丑の役征討軍會計部長となる。次いで元老院議員、會計検査院長、警視總監、學習院長、宮内大臣等に歴任す。【一〇〇】

子

千種自觀

千種有文に同じ。朝幕交渉、安政大獄中、久世安藤執政時代露擧出。【二五、二六】

千種有任

朝幕交渉、元治甲子禁門の役露擧出。【二五、三二】

ト

戸川鉾三郎

幕長交職露擧出。【三六】

徳川家茂

公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、久世安藤執政時代、文久大勢一變上

徳川茂承

下、尊皇攘夷、攘夷實行、文久元治の時局、筑波山一擧の始末、長州征伐、幕長交職、幕府瓦解期に入る露擧出。【一、一〇】

徳川慶勝

紀伊中納言に同じ。長州征伐、幕長交職露擧出。【三六】

徳大寺公純

尾張慶勝に同じ。彼理來航及び其當時、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、文久大勢一變中下、尊皇攘夷、攘夷實行、文久元治の時局、長州征伐、幕長交職、幕府瓦解期に入る露擧出。【七四】

豊岡隨資

朝幕交渉、文久大勢一變中、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉露擧出。【一七】

富小路敲雲

富小路敬直に同じ。久世安藤執政時代露擧出。【二五】

【ナ行】

ナ

永井主水正

彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、安政大獄後、櫻田事變、文久大勢一變中下、尊皇攘夷、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐、幕長交職、幕府瓦解期に入る露擧出。【三六、四一、四六、六五】

長井雅樂

安政大獄後、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野

長谷信篤

義舉、長州征伐露擧出。【五、一六】

檜崎剛十郎

朝幕交渉、文久大勢一變中、攘夷實行露擧出。【一七】

ニ

二條關白

毛利氏老臣毛利隱岐の家人。文久三年九月井手安平と共に九州各地を遊歴し、歸りて馬關に居り奇兵隊に加はる。此時國を出づるの罪により大野の獄に囚せられ、間もなく赦さる。元治元年七月京都に上り、禁門の變に敗れて歸藩し、第二奇兵隊書記となる。慶應二年四月備中倉敷に立石孫一郎の隊と會し、其舉擧を制せんとして成らず、狙害せらる。年二十九。【五九】

久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐、幕長交戦、幕府瓦解期に入る篇掲出。【五、二四、三四、三五、三八】

二條 齋敬
二條關白に同じ。【二、三、二五、四〇、九七】

庭田 重胤
久世安藤執政時代、尊皇攘夷、元治甲子禁門の役篇掲出。【一七】

野宮 定功
久世安藤執政時代、文久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、幕長交戦、幕府瓦解期に入る篇掲出。【二四】

〔八行〕

波多野金吾
尊皇攘夷、元治甲子禁門の役、内外交渉、長州征伐、幕長交戦篇掲出。【六五、六八】

橋本 鐵猪
富岳、また岷岳等と號す。土佐佐川深尾氏の世臣。文久二年田中顯助と共に上京の時武市瑞山等の獄に關聯し、自宅謹慎を命ぜらる。ついで脱走して三田尻に赴き長藩志士と交り、大阪に出で、大和十津川に入り大橋實三と稱す。慶應三年高野山の舉に加はり參謀となる。維新の始め式部佑に任せられ、開拓使判官となり、北海經營に當り、歸りて太政官大議生に轉ず。五年六月死。年三十八。【三】

林 主税

文久大勢一變中篇掲出。【六五、六八】

林 半七
内外交渉、長州征伐、幕長交戦篇掲出。【六〇、一〇〇】

林 良輔
幕長交戦篇掲出。【五七、六七、六八、六九、九五】

ヒ

東久世通禧
朝幕交渉、文久大勢一變中、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、内外交渉、長州征伐、幕長交戦篇掲出。【八三】

一橋 慶喜
天保改革、彼理來航以前の形勢、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、筑波山一擧の始末、内外交渉、長州

廣澤藤右衛門
征伐、幕長交戦、幕府瓦解期に入る篇掲出。【五、一九、三二、三六、九七】

廣瀨淡窓
廣澤兵助に同じ。尊皇攘夷、幕長交戦篇掲出。【四六、四七、四八、五二、五九、六一、六四、六七、六八、六九、九五】

廣幡忠禮
孝明天皇初期世相篇掲出。【一〇二】

文久大勢一變中篇掲出。【一七】

福原越後
文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐、幕長交戦篇掲出。【三六】

淵上郁太郎
攘夷實行篇掲出。【四一】

ホ

細川越中守
長州征伐、幕長交戦篇掲出。【八二】

堀田備中守
天保改革、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒

堀 小次郎

篇、安政條約締結、長幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代、文久大勢一變上中下篇掲出。【二】伊地知貞馨に同じ。【一六】

【マ行】

マ

蒔田相模守

文久元治の時局、元治甲子禁門の役篇掲出。【六〇】

牧野若狹守

幕臣、また伊豫守と稱す。慶應元年五月目付となり、二年五月歩兵頭に任じ、三年五月辭す。【四六、四五】

益田右衛門介

文久大勢一變上中、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐、幕長交職篇掲出。【三六】

松木弘安

寺島陶藏に同じ。攘夷實行、内外交

松平安藝守

涉富掲出。【八五】
淺野茂長に同じ。文久大勢一變下、尊皇攘夷、文久元治の時局、長州征伐、幕長交職篇掲出。【五五、七二、九六】

松平越中守

松平定敬に同じ。【三四】

松平容保

朝幕背離緒篇、安政大獄後、久世安藤執政時代、文久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、筑波山一舉の始末、長州征伐、幕長交職、幕府瓦解期に入る篇掲出。【一九、三二、三九、四〇、四九】

松平定敬

文久大勢一變下、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐、幕長交職、幕府瓦解期に入る篇掲出。【三二、三九、四〇、九七】

松平修理大夫

島津忠義また茂久に同じ。櫻田事

松平春嶽

變、文久大勢一變上中下、攘夷實行、文久元治の時局、長州征伐篇掲出。【七四、八二】

松平美濃守

黒田齊博に同じ。彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、公武合體、安政大獄後、文久大勢一變上下、尊皇攘夷、大和及び生野義舉、内外交渉篇掲出。【八二】

松平茂勳

淺野茂勳に同じ。尊皇攘夷、攘夷實行篇掲出。【五四】

松野孫八郎

幕臣、慶應元年十一月目付となり、二年某月死。【三六、六九】

前原彦太郎

前原一誠、また佐世八十郎に同じ。文久大勢一變上、長州征伐、幕長交職、幕府瓦解期に入る篇掲出。【五二、六八】

水野越前守

忠邦に同じ。【二八】

水野忠邦

文政天保時代篇以下、安政條約締結篇に至るまで各篇及び安政大獄前、

松平肥後守

松平肥前守

松平伯耆守

松平容保に同じ。【三四、三六、四〇】
長州征伐篇掲出。【八二】
安政大獄後、久世安藤執政時代、元治甲子禁門の役、幕長交職、幕府瓦解期に入る篇掲出。【九七】

篠田傳兵衛
壬生基修

櫻田事變、文久大勢一變中下篇掲出。【二八】
幕府瓦解期に入る篇掲出。【九二】
文久大勢一變中、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、長州征伐篇掲出。【一七、八三】

ム

村田新八

文久大勢一變上、元治甲子禁門の役、長州征伐、幕府瓦解期に入る篇掲出。【七三】

村田次郎三郎

長州征伐、幕長交戦篇掲出。【六五、六八】

室賀伊豫守

幕臣。名は正容、元治元年八月小姓番頭となり、慶應元年十月大阪に於て大目付となる。二年六月側用人取次に任ず。四年二月辭す。【三九、四六、六五】

モ

毛利淡路

尊皇攘夷、元治甲子禁門の役、長州征伐、幕長交戦、幕府瓦解期に入る篇掲出。【三九、六六、七〇、七二、九五、九六】

毛利興丸

名は元昭、廣封の子。慶應元年二月生る。明治三十年一月襲爵して、貴族院議員となる。四十四年野香間職候仰付らる。【六五、六六】

毛利左京

元周に同じ、尊皇攘夷、攘夷實行、元治甲子禁門の役、長州征伐、幕長交戦、幕府瓦解期に入る篇掲出。【三九、五五、六六、七〇、七二、九五、九六】

毛利定廣

安政大獄後、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁

毛利讃岐

門の役、内外交渉、長州征伐、幕長交戦、幕府瓦解期に入る篇掲出。【一六】

毛利大膳

攘夷實行、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐、幕長交戦、幕府瓦解期に入る篇掲出。【三九、六六、七〇、七二、九五、九六】

毛利敬親

敬親に同じ。【四〇、五五、五八、六四、六五、七一】
慶親に同じ。彼理來航及其當時、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、文久大勢一變中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐、幕長交戦、幕府瓦解期に入る篇掲出。【五四、七六、一〇五】

毛利廣封

定廣に同じ。【四二、五四、七六、一〇五】

【ヤ行】

ヤ

柳原光愛

文久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、元治甲子禁門の役篇掲出。【一七、九七】

山縣狂輔

内外交渉、長州征伐、幕長交戦、幕府瓦解期に入る篇掲出。【四一、六二】

山縣半藏

安政大獄前後、櫻田事變、長州征伐、幕長交戦篇掲出。【六五、六七、六八】

山階宮

文久大勢一變中、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、幕長交戦、幕府瓦解期に入る篇掲出。【二三、二四】

山田市之允

文久大勢一變下、大和及び生野義舉、幕長交戦篇掲出。【一〇〇】

山田宇右衛門

長州征伐、幕長交戦、幕府瓦解期に入る篇掲出。【四六、四七、四八、六

江戸 一七九、一八三、一九〇、二三五、三八四、三九四、四三二
江戸橋 三七四
江波港 三六、二六六、二九三

オ、ヲ

岡山 二四九、二五一
小郡宰判廳臺 四三三
小瀬川口 四二九、四三七
小瀬川口砲臺 二六〇、四二九
小瀬川口 二二六
小瀬村 二二三
尾の道 二六六
大阪 一六〇、一六二、一六四、一七三、二二二、二四一
大阪城 一六〇、四一〇
大島郡 二四七、四一五、四一七、四一九、四二〇、四二二、四二四、四二六、四二八、四三〇、四三二、四三三、四三五、四三六、四三八、四四〇、四四二、四四四、四四六、四四八、四五〇、四五二、四五四、四五六、四五八、四六〇、四六二、四六四、四六六、四六八、四七〇、四七二、四七四、四七六、四七八、四八〇、四八二、四八四、四八六、四八八、四九〇、四九二、四九四、四九六、四九八、五〇〇、五〇二、五〇四、五〇六、五〇八、五一〇、五一二、五一四、五一六、五一八、五二〇、五二二、五二四、五二六、五二八、五三〇、五三二、五三四、五三六、五三八、五四〇、五四二、五四四、五四六、五四八、五五〇、五五二、五五四、五五六、五五八、五六〇、五六二、五六四、五六六、五六八、五七〇、五七二、五七四、五七六、五七八、五八〇、五八二、五八四、五八六、五八八、五九〇、五九二、五九四、五九六、五九八、六〇〇、六〇二、六〇四、六〇六、六〇八、六一〇、六一二、六一四、六一六、六一八、六二〇、六二二、六二四、六二六、六二八、六三〇、六三二、六三四、六三六、六三八、六四〇、六四二、六四四、六四六、六四八、六五〇、六五二、六五四、六五六、六五八、六六〇、六六二、六六四、六六六、六六八、六七〇、六七二、六七四、六七六、六七八、六八〇、六八二、六八四、六八六、六八八、六九〇、六九二、六九四、六九六、六九八、七〇〇、七〇二、七〇四、七〇六、七〇八、七一〇、七一二、七一四、七一六、七一八、七二〇、七二二、七二四、七二六、七二八、七三〇、七三二、七三四、七三六、七三八、七四〇、七四二、七四四、七四六、七四八、七五〇、七五二、七五四、七五六、七五八、七六〇、七六二、七六四、七六六、七六八、七七〇、七七二、七七四、七七六、七七八、七八〇、七八二、七八四、七八六、七八八、七九〇、七九二、七九四、七九六、七九八、八〇〇、八〇二、八〇四、八〇六、八〇八、八一〇、八一二、八一四、八一六、八一八、八二〇、八二二、八二四、八二六、八二八、八三〇、八三二、八三四、八三六、八三八、八四〇、八四二、八四四、八四六、八四八、八五〇、八五二、八五四、八五六、八五八、八六〇、八六二、八六四、八六六、八六八、八七〇、八七二、八七四、八七六、八七八、八八〇、八八二、八八四、八八六、八八八、八九〇、八九二、八九四、八九六、八九八、九〇〇、九〇二、九〇四、九〇六、九〇八、九一〇、九一二、九一四、九一六、九一八、九二〇、九二二、九二四、九二六、九二八、九三〇、九三二、九三四、九三六、九三八、九四〇、九四二、九四四、九四六、九四八、九五〇、九五二、九五四、九五六、九五八、九六〇、九六二、九六四、九六六、九六八、九七〇、九七二、九七四、九七六、九七八、九八〇、九八二、九八四、九八六、九八八、九九〇、九九二、九九四、九九六、九九八、一〇〇〇

【カ行】

カ

加賀 八四
鹿兒島 三四五、三五七、三六三、三六六、四一〇
鹿兒島海 一四
鹿兒島灣 三六、三六七
川田村 二四九
川邊村 二五一
上の關 二二六、二四八、二五六、四一七、四二四
上瀬 三十大
加茂 一九九、九一七
雁門 二二六
函嶺 二二
北山 一九二
契丹 二二六
京都 一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一三、三一四、三一五、三一六、三一七、三一八、三一九、三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五二、三五四、三五六、三五八、三六〇、三六二、三六四、三六六、三六八、三七〇、三七二、三七四、三七六、三七八、三八〇、三八二、三八四、三八六、三八八、三九〇、三九二、三九四、三九六、三九八、四〇〇、四〇二、四〇四、四〇六、四〇八、四一〇、四一二、四一四、四一六、四一八、四二〇、四二二、四二四、四二六、四二八、四三〇、四三二、四三四、四三六、四三八、四四〇、四四二、四四四、四四六、四四八、四五〇、四五二、四五四、四五六、四五八、四六〇、四六二、四六四、四六六、四六八、四七〇、四七二、四七四、四七六、四七八、四八〇、四八二、四八四、四八六、四八八、四九〇、四九二、四九四、四九六、四九八、五〇〇、五〇二、五〇四、五〇六、五〇八、五一〇、五一二、五一四、五一六、五一八、五二〇、五二二、五二四、五二六、五二八、五三〇、五三二、五三四、五三六、五三八、五四〇、五四二、五四四、五四六、五四八、九五〇、九五二、九五四、九五六、九五八、九六〇、九六二、九六四、九六六、九六八、九七〇、九七二、九七四、九七六、九七八、九八〇、九八二、九八四、九八六、九八八、九九〇、九九二、九九四、九九六、九九八、一〇〇〇

キ

ク

久賀 四一七、四一八、四六六

久賀堀口 四一八
苦の坂 四三七
倉敷 二四七、二五二、二五三
倉舖 二五七
倉敷代官所 二五九
久留米 一六九
黒崎 二五一

ケ

京師 一七、一九、二一、一八三
藝州口 四四七
源明峠 四一八

コ

小倉 四二一
小倉口 四一九、四四七
興居島 四一七
小松開作 四二五

【サ行】

サ

堺町御門 一八〇
讃岐 二五九

シ

安栗村 二四九
鹽田村 二四六
下塚場 二七九
下の濱 二七四、二七六
新宮 四三〇
新湊 二二七、二八七

ス

周防吉敷郡鑄錢司村 四三二

セ

石州口 四四七
石州方面 四二九
關戸 一九八、二六五

仙臺……………八四
 外入村……………四七

【夕行】

太原……………二六
 高輪東禪寺……………三二
 高梁……………二四九
 高森……………一九八、二〇五、三三三、三三四、三三八、三四八、
 二六三、二六四、六一二、六五、二九五、二九三、四〇三
 太宰府……………九、一九九、三四七
 但馬……………二九、三九九
 田邊藩……………二〇四
 筑前……………八四
 長府……………二七三、二八三、二八七、四二七

夕

チ

ツ

築地中通り……………三七五
 連島……………二四七、二五一
 津和地島……………四八

ト

徳山……………一七〇、一五七、二六五、二七一、二八三、二八七、二九七
 土佐……………八四
 突厥……………一六
 富海……………三六
 遠崎村……………二四七、四一九、四二四、四二五

【ナ行】

ナ

ニ

長崎……………四一、三六一、三六三、三九九、四〇〇、四三三
 西田橋……………三六〇
 西浦……………二四七
 二條城……………六三、一七九、一八三

二本松馬場……………三八一
 野山村……………三四九

【ハ行】

ハ

防州熊毛郡……………二四六
 萩……………一七六
 馬關……………一七〇、三九八、三九九、四〇〇、四三三
 函館……………一四
 柱島……………一七一
 花園村……………〇一
 播州三日月……………三二、三三、三四

ヒ

彦根藩……………三三三
 肥前……………八四
 備前……………八四

兵庫港……………三三八、三九九
 廣島……………一五八、一六一、一六四、二〇〇、一九九、一九三、一九五、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、
 二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、
 二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、
 廣島表……………三三、三九、七三、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、
 三二、三三、三九、七三、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四

フ

伏見寺田屋……………一八
 豊後……………二五九

ホ

堀のめん通……………三七七

【マ行】

マ

益田……………四三〇
 松山……………三三二
 松山藩……………三三三
 前島……………三三三
 前の濱……………三六三、三七四

九龜 二五八

ミ

三田尻 三〇、四三三

三丘 二六三

宮市 二三八

ム

室津 二五七

室積 二五八

【ヤ行】

ヤ

屋代村 四一八

柳町 三八〇

山口 一〇七、一七三、一七六、一九〇、二二二、二六、三四、三三、三三六、三三七

山口城 二八、三三九、三四六、三四八、三五三、二八、二九、三五、三〇七、三九、四三三

大和 二三四

ユ

油字村 四二七

ヨ

横濱 四一、二六一、三六八

米澤 八四

【ラ行】

ラ

洛北 一〇三

【ワ行】

ワ

和木村 四七、四〇〇

鶴石 一七

ロ

倫領府 三九八

昭和十三年七月十日印刷
昭和十三年七月十五日發行

近世日本 倒幕勢力擡頭篇 上巻
國民史 定價金五圓

著者 德富猪一郎

發行者 三樹退三

印刷所 民友社印刷所

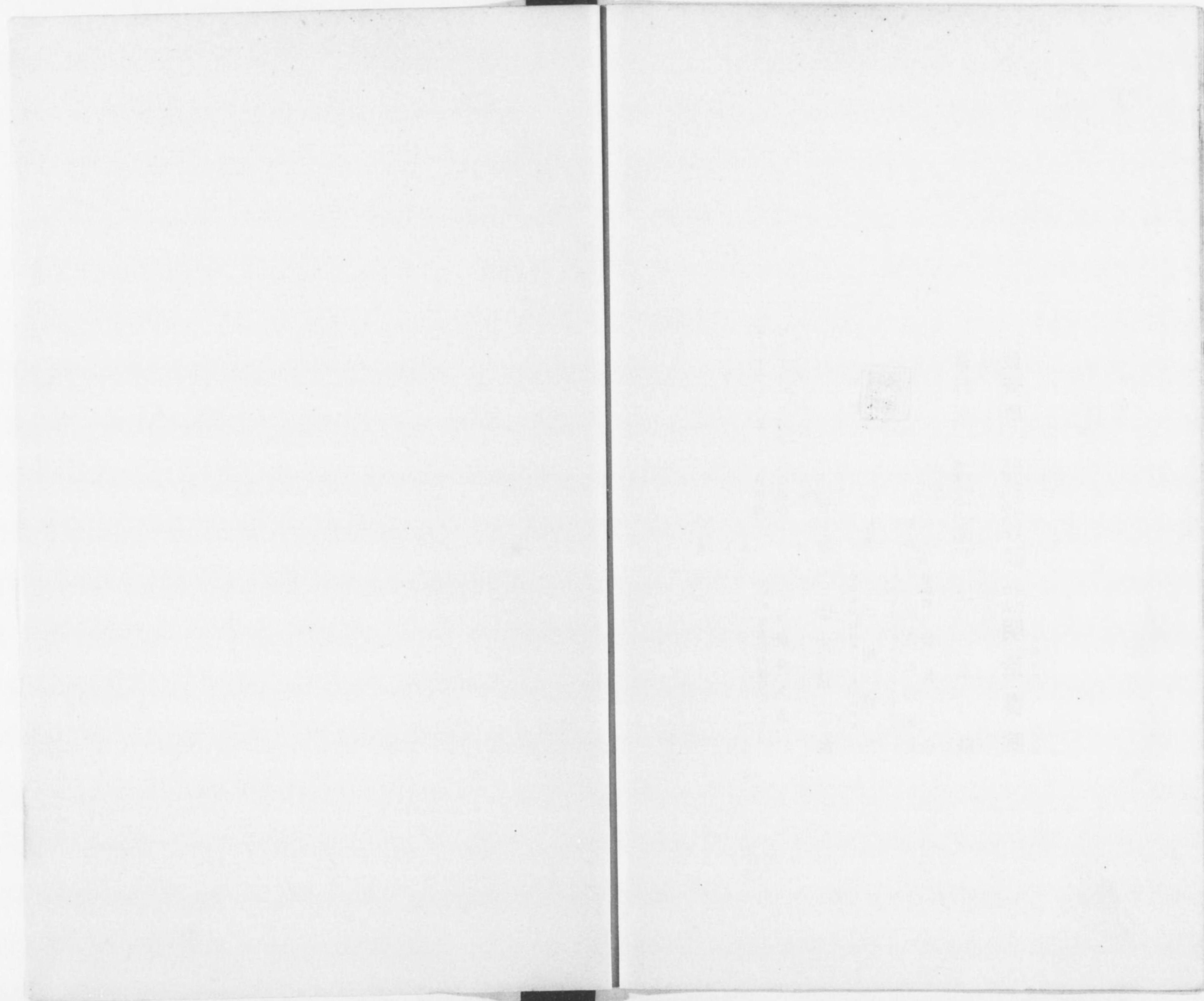
印刷者 齋藤計吉



發行所 東京市神田區錦町一丁目十六番地 民友社

發賣所 東京市神田區錦町 振替東京四九九一番 株式會社 明治書院

電話神田(25)二一四七番



384
43

終